

会議録・平成24年3月7日第1回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 平成24年2月28日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 3月7日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	阪井勇男	2番	松本忍
3番	奥山幸洋	5番	上田清
6番	綿民和子	7番	田辺泰宏
8番	間宮一彦	9番	乾健郎
10番	辻井成人	11番	田邊ひとみ
12番	土屋吉昭	13番	江京子
14番	伊豆千夜子	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高森登美男

議会書記 朝倉晶子 松井友吾 西尾仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	中井幸充	副町長	辻善典
教育長	西岡恵三	総務課長	寺前和彦
危機管理室長	西口竜嘉	政策課長	北岡和成
税務課長（兼） 収税対策室長	浅尾恵次	生活環境課長	世古口尚
人権センター長	乾恵子	福祉子育て課長	下村由美子
長寿健康課長	小池弘紀	産業課長	中谷英樹
建設課長	沼田昌久	上下水道課長	潮谷剛

- 議案第19号 平成23年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第20号 平成23年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成23年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 平成23年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 平成23年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 平成24年度明和町一般会計予算
- 議案第30号 平成24年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算
- 議案第31号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 議案第32号 平成24年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第33号 平成24年度明和町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第34号 平成24年度明和町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成24年度明和町介護保険特別会計予算
- 議案第36号 平成24年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第37号 平成24年度明和町水道事業会計予算

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 行政報告

- 日程第5 議案第2号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 日程第6 議案第3号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第7 議案第4号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について
- 日程第8 議案第5号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第9 議案第6号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第7号 明和町課設置条例の全部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 松阪地区広域消防組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域消防組合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第10号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 明和町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 明和町道路線の廃止及び認定について
- 日程第15 議案第13号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 明和町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 平成23年度明和町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第17号 平成23年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第18号 平成23年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第21 議案第19号 平成23年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第20号 平成23年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第21号 平成23年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第22号 平成23年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第23号 平成23年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）

◎開会の告知

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただ今の出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成24年第1回明和町議会定例会を開会します。

なお、鈴木教育委員長、北本監査委員から所用のため、本日の会議に欠席する旨、連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名」につきましては、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

11番 田 邊 ひとみ 議員

12番 土 屋 吉 昭 議員

の両名を指名します。

◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月23日までの17日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（北岡 泰） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

まず、議員派遣でございますが、会議規則第120条第1項ただし書きの規定により、お手元の配布のとおり議員派遣を行いました。

また、監査委員さんから提出をいただいた、11月、12月、1月の例月出納検査結果報告書及び平成23年度定例監査結果報告書の写し、各一部事務組合議会の報告書の写しを、お手元に配付いたしておりますので、後ほどご覧をください。

次に、請願を2件受理しております。

この取扱いにつきましては、3月2日に開催をいたしました、議会運営委員会にお諮りし、全員協議会でも報告をさせていただきましたように、総務産業常任委員会に

請願第1号 所得税法第56条の見直しを求める請願書

請願第2号 社会保障と税の一体改革による消費税の増税は行わないことを
求める意見書提出に関する請願

を付託し、ご審議をいただくことにしております。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（北岡 泰） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

本日ここに、平成24年第1回明和町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、ただ今は、本定例会の会期を本日から17日間とお決めいただき、新年度予算をはじめ、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、平成23年度を締めくくる議会でありますとともに、新年度予算のご審議を賜るわけですが、政府は平成24年度予算の基本方針を、東日本大震災からの復興、教育・雇用等の人材育成、安全安心社会、働く能力を育てる政策、福島原発事故を踏まえたエネルギー政策を主な柱として、日本の再生に取りむこととしています。

こうした中で、当町は第5次総合計画を基本に、新年度予算の編成を行いました。一般会計の予算総額は66億8,000万円で、対前年度比0.2%の減となりました。この主な要因は、子ども手当の制度改革や育児休業の取得など、義務的経費の減によるものでございます。

投資的事業では、東日本大震災での教訓から安全安心のまちづくりに重点をおき、防災減災対策のため必要な予算を措置し、積極的に事業を進めることとしました。また、昨年に引き続き社会資本整備総合交付金による各種事業や農業集落排水事業等の主要な事業につきましても、早期完成を目指し事業の推進を図ることとしました。なお、新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明させていただきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして簡略にご報告をさせていただきます。

まず、12月15日には明和サンライズクラブさんから地域社会への貢献を目的として、安全安心のまちづくりと子どもたちの健やかな成長のためにと70万円をご寄付いただきました。今回の寄付は、平成20年から4年連続でいただいております、そのご厚意に改めて心から感謝申し上げる次第でございます。

なお、この寄付金につきましては、防犯灯の整備と小中学校の図書購入に使わせていただくこととしました。

12月15日に、重要課題であります小中学校の校舎建設につきまして、文部科学省を始め関係の省庁、地元国会議員に支援をお願いしました。

これは大淀小学校が老朽化と津波浸水想定区域にあることから、東海・東南海・南海地震に備え、防災も含めた義務教育施設の整備に国の新たな支援を要望いたしました。

まず、文部科学省では、森本農林水産大臣政務官同席のもと、地元出身で当時の中川文部科学大臣に、新たな制度として、防災を兼ね備えた学校建築に支援制度を創設されるよう要望しました。また、民主党副幹事長の大島参議院議員、地元出身の坂口衆議院議員、高橋参議院議員にも同様の要望を行い、加えて明和町が必要不可欠とする防災対策による整備についても新たな制度の創設や支援等をお願いしたところでございます。

1月の恒例行事として、8日には平成24年の成人式を新成人約 170名の参加

を得て中央公民館で行いました。今年も式の運営を新成人に依頼したところ、色々な趣向を凝らした和気あいあいの中で、実に晴れやかな成人式が執り行われました。

また、1月15日に消防団出初式を中央公民館と役場駐車場において行いましたところ、約160人の団員の皆さんが結集され、式典の冒頭に昨年の中日本大震災で多くの消防団員や水防関係者の仲間が殉職されことに対し、参加者全員で黙祷を捧げご冥福をお祈りしました。今年も、中日本大震災での消防団員の使命や責務を再認識していただいたこともあって、厳粛に終始きびきびとした行動で式典が進められ、団員相互の士気が一層高まったと確信をいたした次第でございます。

1月13日に、三重県副知事と三重県生活・文化部長を訪問し、昨年末から造成工事が始まった史跡斎宮跡東部整備事業の着実な推進について要望を行いました。当事業は、地元住民の切なる願いであるとともに、町としても斎宮跡を核としたまちづくりを推進していく上で大きな期待を寄せており、一層のご配慮を賜うようお願いをしたところでございます。県においては大変厳しい財政状況の中ではありますが、「こころのふるさと斎宮づくり事業」として平成24年度は復元建物の実施設計と基盤整備にかかる予算が計上されました。

1月16日に、斎宮牛葉東区画においては、日本最古の「いろは歌」墨書土器発掘の発表がありました。当日は新聞やテレビでも大きく取り上げられ、全国的に斎宮跡の存在を改めてPRする絶好の機会となりました。今後、この「いろは歌」を斎宮跡の女性文化の大きな柱として町内外に広めていきたいと思っております。

1月31日に、松阪警察署と管内の所管市町により「公の施設から暴力団排除措置要綱運用協定」の締結と調印式を行いました。これらは「公の施設からの暴力団排除措置要綱」に基づき、松阪警察署と各市町・教育委員会等との情報の共有や不当介入の通報と協力など連携強化を図ることを目的としております。今後は、この協定に基づき警察と行政が一致協力し、公の施設からの暴力団排

除に向け取り組むことを確認しました。

去る、2月19日に開催されました第5回美し国三重市町対抗駅伝大会では、早い時期から選手の選考や練習に取り組み、選ばれた選手の皆さんには、長い期間、厳しい練習にも耐えられ、大会に備えていただきました。この成果もあって結果は、前半の小中学生と40歳以上の区間で好成績を挙げていただいたことにより、全体で19位、町の部では7位入賞、タイムも昨年より6分以上も短縮するすばらしい成績となりました。特に、町の部の40歳以上の区間では、明和町で初めてとなります区間賞を取る快挙を成し遂げられ、必ず来年につながると、今から期待を寄せているところであります。

この大会は、町を代表する大会、競技として、町民が一つになって応援できる唯一の大会であり、新たな目標に向かって、これからも支援してまいりたいと考えております。

また、本大会に参加いただいた監督、選手は勿論のこと、練習から大会に至るまで献身的にご協力いただきました保護者の方々を始め、多くの関係者の皆様、そして、当日、沿道で声援を送っていただきました町民の皆様にご心からお礼を申し上げたいと思います。

2月26日に「第8回いつきのみや梅まつり」が斎宮歴史博物館南側ふるさと広場で、盛大に行われました。当日は町内外から多くの方々にお越しをいただきましたが、今年の梅の開花は、気温の影響で例年より大幅に遅れ、紅梅が3分咲きで白梅はつぼみといった状況で、お越しになられた皆さんには少し残念なところもありました。

しかしながらまつりの内容は、昨年を上回る催し物やバザー、飲食の販売など充実したものにさせていただきました。特に、2月15日に記者発表しました明和町マスコットキャラクターであります「めい姫」の着ぐるみのお披露目を行いました。はじめてまつりに参加することで、色々心配をしましたが、終始子どもたちの注目となっており、また、一般の方々にも大変好評をいただいたところで、これから町をPRするマスコットとして、大いに期待が持てると安心

をいたしました。

梅まつりの主催であります観光協会の皆様を始め関係者の方々には、大変ご苦勞をおかけし、ここまでまつりを大きくしていただき成功裡に終えましたことに対し、お礼と感謝を申し上げる次第でございます。

3月3日に、斎宮歴史博物館と町の協賛により「第5回斎宮跡の史跡整備を語るつどい」を斎宮歴史博物館講堂で開催しました。今回のテーマは「文化遺産と地域力を考える」で、基調講演と基調報告の後、パネルディスカッションを行うシンポジウム形式で行いました。町の貴重な史跡斎宮跡を地域の活力や絆につなげていくことについて、関係者を始め、当日お越しいただいた皆さんと一緒に考えて考える有意義な場となりました。

12月補正予算でお認めをいただきました放射線測定器の購入につきましては、1月末に納品となりました。この後、福祉子育て課並びに教育課を通じて使用方法の説明を行い、2月9日から順次、各保育所、幼稚園、小学校、中学校において測定を開始しました。結果につきましては、一覧表をお配りいたしましたところですが、いずれも通常の放射線量を超えるものはなく、安心しているところでございます。

最後に定住自立圏構想についてですが、昨年10月11日に松阪市が中心市宣言を行い、構想の推進に向けて、松阪市、明和町、多気町、大台町の1市3町で協議を続けてまいりました。また、協定を結ぶ際には、各市町の議会承認が必要なことから、市長と3町の町長が一次・二次救急医療体制の維持や観光戦略の展開など12項目の協定案について意見を交わし、定住自立圏形成協定案について上程する準備を整えてきました。しかし、2月28日に多気町が協定案を議会に上程しないと表明したことから、当分の間、協議を保留することとしました。

諸報告につきましては、以上であります。本定例会には、条例の全部改正と条例の一部を改正する条例10件、一部事務組合の規約の変更等の協議6件、町道路線の廃止及び認定、並びに平成23年度明和町一般会計補正予算及び特別

会計補正予算等、平成24年度明和町一般会計予算及び特別会計予算等を合わせ、35案件の議案を提案させていただくこととしております。

今日の経済情勢は大変厳しいものがあり、町財政への影響は一層不透明感が増し行財政運営に慎重かつ適切に対応していく必要が生じています。

しかしながら、やるべきことは実行していかなくてはなりません。最小の経費で最大の効果が出せるよう、議員の皆様、町民の皆様のお力をお借りし、「命の大切さと幸せ」、「住みよい町」の実現に向け不退転の決意で取り組んでまいります。

なお、本定例会で設置が予定されております予算特別委員会で、慎重審議を賜りますが、貴重なご意見やご指摘をこれからの行政運営に十分に反映させ、町民皆様のご期待に応えるよう、誠心誠意努力することを申し上げ、行政報告といたします。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎議案第2号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第5 議案第2号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第2号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議につきまして、そ

の提案理由の説明を申し上げます。

本件は、三重県市町職員退職手当組合が事務の合理化等で解散し統合されることに伴い、当該委員会の構成団体から脱退することとなり、団体の数の減少について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第 2 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議につきまして、詳細な説明を申し上げたいと思います。

この協議につきましては、公平委員会の代表団体であります三重県市町退職手当組合が 4 月 30 日をもって解散することとなりました。そのことから、公平委員会の構成団体でございます退職手当組合が 1 団体減するということになりまして、今回、関係地方公共団体との協議が必要でございまして、この議決をもちまして協議ということにさせていただくものでございます。

なお、この件の経緯や経過等につきましては、委員会等でも詳細に説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第 2 号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第2号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第6 議案第3号 三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(北岡 泰) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま上程されました、議案第3号 三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、当該委員会の規約の変更について、三重州市町職員退職手当組合の脱退及び代表団体である自治会館組合の名称変更に伴う規約の変更について、

関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第 252条の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） それでは議案第 3 号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、詳細説明を申し上げます。

この協議につきましては、町長の提案理由にもございましたように、三重県市町職員退職手当組合の解散による脱退と、代表団体であります自治会館組合が三重県市町総合事務組合に名称変更を行うことにつきまして、関係地方公共団体と規約の変更の協議が必要でございまして、この議決をもって協議とするものでございます。

変更の詳細でございますけれども、資料をご覧いただきたいと思います。

第 1 回明和町議会定例会資料の 1 - 1 - 1 でございます。この冊子になって

います。

よろしいでしょうか。

平成24年第 1 回明和町議会定例会資料の 1 - 1 - 1 でございます。新旧対照表になるわけでございますが、まず名称変更ですが、第 3 条の室の場所の部分でございますけれども、現行で、三重県自治会館組合となっておりますが、それを変更案の三重県市町総合事務組合に変更するものでございます。

次に、その下でございます別表（1）条関係でございますけれども、中段のやや下のところでございますけれども、現行のアンダーラインで、三重県市町職員退職手当組合を変更案のほうへいきますと削除してございますので、削除するというところでございます。

その下は、団体の名称で、三重県自治会館組合を三重県市町総合事務組合に変更するものでございます。

なお、本案件の経緯等につきましては、先ほども申し上げましたが、全員協議会等で説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

それと、この規約につきましては、平成24年5月1日から施行されるものがございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第3号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第7 議案第4号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第4号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、三重県自治会館組合を三重県市町総合事務組合に名称変更において、組織の一体化を図ることから、退職手当の支給に関する事務を自治会館組合に移行し、これまで同事務を共同処理してきました三重県市町職員退職手当組合を平成24年4月30日をもって解散することとなり、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） それでは、議案第4号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議につきまして、詳細説明を申し上げます。

この協議につきましては、町長の提案理由にもございましたように、三重県市町退職手当組合が三重県自治会館組合に、平成24年4月30日をもって統合されますことから、当該組合を解散することについて、関係地方公共団体の協議が必要でございまして、議会の議決をもって議決とさせていただくものでございます。

なお、この件の経緯等につきましては、全員協議会等でご説明をしておりますので省略をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第4号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議についてを採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第8 議案第5号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第5号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、三重県市町職員退職手当組合が、平成24年4月30日をもって解散することに伴い財産処分することについて、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） それでは、議案第5号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議につきまして、その詳細説明を申し上げます。

この協議につきましては、議案書の8ページをご覧いただきたいと思うんですけれども、議案書の8ページに記載されておりますように、三重県市町職員退職手当組合の解散によりまして、当該組合の財産を処分するものでございます。すべての財産を三重県市町総合事務組合、現在の三重県自治会館組合に帰属させるものでございます。

財産の内容につきましては、次のページ議案書の9ページに財産に関する調書がございます。そこに書かれておりますように、退職手当基金83億9,117万2,131円、これは平成23年5月31日現在でございますけれども、この財産処分につきまして、関係地方公共団体と協議が必要でございます、本議会の議決

をもって協議とさせていただくものでございます。

なお、この経過等につきましては、全員協議会等でもご説明しておりますので、省略をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第5号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第9 議案第6号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを議題

とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第6号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、当該組合において新たに共同処理する事務が発生し、組織の統合と事務の合理化を図ることとなりました。このことにより共同処理する事務の変更と組合議会の組織の変更、組合の名称変更、加えて三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う事務の承継等規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第290条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） それでは、議案第6号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議につきまして、詳細説明を申し上げます。

この協議につきましては、三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う統合により移管される常勤の職員に対する職員の退職手当の支給に関する事務並びに当組合の新たな共同化の事務として、消防救急無線設備のデジタル化事務が追加される事務の変更が一つと。

それから、事務の変更、組合議会の組織、組合の名称変更など規約の変更

ついて、関係団体と協議が必要でございまして、議決をもって協議することとするものでございます。また、経過等につきましては、全員協議会でも説明をさせていただきますので、省略をさせていただきますが、規約の変更につきまして、詳細を申し上げたいと思います。

資料、先ほど説明をさせていただいた資料でございますけれども、第1回明和町議会定例会資料の1-1-2に、三重県自治会館組合規約の新旧対照表を付けてございますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、組合の規約の名称と、それから第1条の組合の名称を、現行の三重県自治会館組合から三重県市町総合事務組合にそれぞれ変更するものでございます。第3条は組合の共同処理する事務で、(5)左の変更案でございますけれども、(5)と(6)が新たな事務として条文化されたものでございます。

(5)号にございましては、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務。

それから、(6)号でございますけれども、消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務を新たに規約に加えるものでございます。その下の2項は共同処理する構成団体を、別表に掲げる条文を追加するものでございます。

第5条は、組合の議会の組織及び議員の選挙方法でございまして、退職手当組合の統合によりまして、議会の組織の変更で定数におきましては、8人を12人に変更され、また市議会議長及び町議会議長もそれぞれ1人から3人に変更されるものでございます。

次、右のページへいっていただきまして、1-1-3でございますけれども、7条と10条は字句の追加と訂正でございます。

それから、第12条、中段にございますけれども、12条は退職手当関係市町の負担金。第13条、一番下の段でございますけど、第13条は脱退による負担金の決算でございまして、ページをめくっていただきまして、資料1-1-4でございますけれども、附則の1から4、別表2(等3条関係)につきましては、主に退職手当に関する条文の追加と、それから構成団体となる市町を加えたもの

でございます。なお、議案書でございますけれども、議案書の13ページに附則を載せております。附則1でこの規約は、平成24年5月1日から施行し、附則2で、三重県自治会組合を平成24年4月30日で解散をするということで、三重県市町職員退職手当組合の事務を承継する。

附則の3、4につきましては、増加した議員等の選挙について。附則第5は退職手当組合の解散に伴う負担金の扱いについて、条文化されておりますので、よろしく願いたいと思います。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第6号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第10 議案第7号 明和町課設置条例の全部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第7号 明和町課設置条例の全部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成23年度からスタートした第5次総合計画の着実な推進と効果的な行政サービスの提供、多様化する行政事務への対応を基本に、組織機構を見直し町民ニーズに応えるとともに、組織の簡素化、効率化を図るため、本条例の全部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） それでは、議案第7号 明和町課設置条例の全部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

この改正につきましては、町長の提案にもございましたように、組織機構の見直しによる課設置条例の改正でございます。この条例の説明につきましては、規則も含め全員協議会等で説明をさせていただいておりますので、大きく変わったところ等をご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、詳細を説明します。

議案書の15ページをご覧くださいと思います。議案書の15ページに第1

条、課の設置でございますけれども、防災企画課から上下水道課までございますけれども、新たな課として防災企画課、それから斎宮跡文化観光課、人権生活環境課、農林商工課、町整備課を設置し、これまでの危機管理室、それから政策課、収税対策室を廃止をしようとするものでございます。

2条とびまして、第3条をご覧ください。事務分掌でございます、新たに設置した防災企画課につきましては、防災、消防と広報等の情報の発信、町の総合的な計画づくりを統合しまして、主に防災減災に備えますとともに、緊急時に機動力のある課といたしました。

次に、ページ中段の斎宮跡文化観光課では、斎宮跡を町の核として、観光の核として、これから斎宮跡の保存と観光の活用を総合的に進める課といたしました。

それから、人権生活環境課では、これから地域主権改革が進められることとなり、協力協働はより重要になるため、現在の生活環境課に加え人権センターの事務と町民生活に密着した事務を統合した課といたしました。

次に、17ページをご覧くださいと思います。17ページは、中段、上のほうでございますけれども、農林商工課は名称変更と観光に関することを、現在の斎宮跡に移行いたしました。

その下のまち整備課は、名称変更と現在の道路、河川、住宅部分に加えまして、都市計画、地籍調査等を統合し、総合的に都市基盤整備を進める課といたしました。

附則でございますけれども、17ページの一番下段から、次のページに書いてございますけれども、なお、附則1につきましては、この条例は平成24年4月1日から施行し、附則の2では、明和町都市計画審議会条例第7条中の政策課をまち整備課に改め、附則第3では、明和町が設置する一般廃棄物処理施設にかかる生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例中、役場生活環境課を役場人権生活環境課に改め、附則4は明和町同和対策委員会条例中、人権センターを人権生活環境課に改めるものでございます。一括して、他の条例で変わ

るところも、この附則をもって変えさせていただくということになっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第7号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第7号 明和町課設置条例の全部を改正する条例を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第11 議案第8号 松阪地区広域消防組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域消防組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第8号 松阪地区広域消防組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域消防組合同規約の変更に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防救急無線のデジタル化への移行にかかる共通波の整備について、三重県防災行政無線網とその設備の共有により、県域一体で行うこととなりました。この整備、運営期間として、県内全市町が構成団体である三重県自治会館組合を整備主体として活用することとなり、同組合の共同処理する事務について、規約の変更を関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

危機管理室長。

○危機管理室長（西口 竜嘉） よろしく申し上げます。

議案第8号 松阪地区広域消防組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域消防組合同規約の変更に関する協議について、説明を行います。

現在、消防救急無線のデジタル化は、無系統で整備が進められ、一つは活動波と呼ばれる消防本部隊員の無線設備と、もう一つは共通波と呼ばれる全国共通で活用する無線設備の整備でございます。このうち、先行して整備をしていく共通波につきましては、県内29市町が加入する三重県自治会館組合を再編し、その中で新たな事務として共通波の共同整備にかかる事務を規約の中に追加して

い

くこととなりました。

このため、現在、広域消防組合が所掌をしております消防救急無線事務のうち共通波の共同整備にかかる事務を除く規約の改正が必要となりました。

議会資料の2-1をご覧くださいと思います。

第3条におきまして、組合の共同処理する事務が規定をされておりますが、変更前では組合の事務から、消防団及び水利施設に関する事務が除かれています。右側でございます。変更後では、共同処理する事務から除くものとして、(1)として消防団に関する事務。(2)として水利施設に関する事務を特出しをし、これに加えて、(3)として、消防救急無線設備(移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く)の整備及び管理に関する事務(三重県を一つの区域として行うものに限る)としています。(3)の内容が、議案第6号におきまして加えられておる内容になります。

新旧対照表の第4条以降に変更はありませんが、附則といたしまして、規約改正の議決が得られましたならば、知事への規約改正の許可申請を行うこととなり、その指令番号を記載する一文と、施行日の一文を記載させていただいております。なお、議会資料の2-2、2-3、2-4は変更後の規約となります。また、議案の次のページは、一部変更の改め分でございます。

以上でございます。

○議長(北岡 泰) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで議案第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

す。

これから、議案第8号 松阪地区広域消防組合の共同処理する事務の変更及び松阪地区広域消防組規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第12 議案第10号 明和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第10号 明和町税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、根拠条項及び字句等の改正が必要となったため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（浅尾 恵次） 失礼をいたします。

議案第10号 明和町税条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、明和町税条例の一部を改正させていただくものです。配布させていただいております資料の4-1 明和町税条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

まず第95条はたばこ税の税率の規定で、市町村たばこ税の税率を、平成25年4月1日以降 1,000本につき 4,618円から 5,262円に改正するものです。

附則の第9条は、町民税の分離課税にかかる所得割の額の特定等の規定で、退職所得にかかる個人住民税の10%税額控除を、平成24年12月31日をもって廃止するものです。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例の規定で、旧3級品の紙巻きたばこにかかる市町村たばこ税の税率を、平成25年4月1日以降、1,000本につき 2,190円から 2,495円に改正するものです。

資料4の2でございます。次のページでございます。

附則の第22条は東日本大震災にかかる雑損控除等の特例の規定で、昨年6月の定例会で可決をいただきました、同条につきまして、平成24年1月1日から施行しておりますが、平成24年度の申告により適用を受ける場合、災害関連支出は申告書の提出の日の前日までに支出したのものについても対象とするもので、被災地での災害関連施設の瓦礫撤去等が遅延していることに鑑み、適用期間が延長されるものでございます。

第2項と第4項を削り、第3項を第2項とし、第3項を新たに追加するものでございます。

資料の4の3でございます。附則第25条は個人の町民税の税額の特例等の規定で、平成26年度から平成35年度までの各年度の個人の町民税の均等割の標準

税率を、現行の 3,000円から 5,000円に加算するといったものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議賜りお認めいただきますようお願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第10号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

11番 田邊ひとみ議員。

○11番（田邊 ひとみ） ただいま上程されました、議案第10号 明和町税条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。

この条例改正におきましては、住民の負担が増える部分がございます。例え国の法改正による改正であり、それが上位法であったとしても、住民の負担が増えることにつきましては、到底賛成できるものではありません。よって、反対の立場で討論といたします。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 明和町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起 立 多 数 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第13 議案第11号 明和町保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第11号 明和町保育所設置条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、斎宮幼稚園の空き教室に設置しておりますみどり保育所分室について、在籍する園児がすべて卒園することから、この3月をもって閉鎖し、同時に分室の廃止を行い、また平成20年度に増築しましたみどり保育所についても、定員の変更を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 失礼いたします。

議案第11号 明和町保育所設置条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

この改正は、幼保一体的運営特区により、斎宮幼稚園の空き教室にみどり保

育所の分室を、平成17年度から設置してまいりましたが、平成22年度から民間保育所である明和ゆたか保育園が開設されたことにより、その年度からみどり保育所分室については、新たな園児を募集せず、その当時の在園児が卒園するまでの間、みどり保育所分室を開所するとしてまいりました。この3月をもって在籍する園児が卒園することにより、みどり保育所分室を閉鎖することいたします。

また、みどり保育所においては、平成20年度に新たな園舎を増築しており、それに伴う定員の見直しも含めて、明和町保育所設置条例第2条を改正するものです。

議会資料8-2-1をご覧くださいと思います。

改正前の第2条、名称みどり保育所分室

1. 明和町大字竹川 160番地、定員30人を削りまして、またみどり保育所の定員 120人を 150人に改めます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものとしております。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第11号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第11号 明和町保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第14 議案第12号 明和町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第12号 明和町道路線の廃止及び認定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、斎宮池明和・多気線、通常ビーフロードの開設、宮川用水のパイプライン化に伴う道路新設、住宅の開発行為等に伴い、町道路線の廃止及び認定を行う必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（沼田 昌久） よろしくお願いたします。

議案第12号 明和町道路線の廃止及び認定について、詳細説明をいたします。

議案書35ページに廃止路線の10路線を、そして36ページ、37ページに認定路線の21路線を明示しております。位置図と関連をして説明をさせていただきたいと思しますので、議会資料を参照していただきたいと思します。

廃止路線から説明をいたします。資料が12-1-1から1-5を参照していただきたいと思します。資料の12-1-1で、廃止路線の一覧表になってます。10路線を廃止をするものでございます。

まず一覧表でございしますが、資料のほうにおいてはですね、整理番号、路線番号、路線名、区間、延長、幅員で記入をさせていただきました。議案につきましては、道路法第9条の規定で路線番号、路線、そして区間ということで、起点・終点のみを記載をさせていただいております。

それでは、中身に入らせていただきます。1から6の有爾中東池村線ほか計6路線でございしますが、資料の12-1-2でございします。この路線につきましては、斎宮池明和・多気線、通称ビーフロードの開設に伴い、既存町道との重複等により一部区間を廃止をし、残路線を再認定し整理するものです。

1の有爾中東池村線、2の斎宮圃場16号線につきましては、残路線をそれぞれ2路線に分けて再認定しています。

7でございします。志貴の10号線でございします。資料が12-1-4でございします。一部区間の道路形状がなく、地番上もなく、民地となっていることが判明をいたしました。そのために一部分を廃止をし、この部分を廃止をし、残路線部分を再認定をするものでございします。

8番でございします。下御糸北9号線で、資料が12-1-3でございします。下御糸北9号線、これは旧下御糸漁港の明和町の管理する漁港が、三重県の管理する下御糸地区海岸として移管をされましたことに伴いまして、その部分を廃止をし、残路線部分を再認定をするものでございします。

9番でございします。前野17号線、資料が12-1-4でございします。現在、前

野橋の撤去を行ったところでございます。この部分の認定を廃止し、残路線を2路線にわけて再認定をするものでございます。

10番でございます。竹川13号線、資料が12-1-5でございますが、通称神宮橋については、既に流失してございません。今後、史跡斎宮跡公園整備を考える区域のため、その部分を廃止をし残路線を2路線にわけて再認定するものでございます。

続きまして、認定路線について説明をさせていただきます。資料12-1-6から7が認定路線の一覧表になっております。21路線を認定をするものでございます。1から8でございますが、資料は12-1-8でございます。有爾中東池村線ほか8路線でございます。廃止の1から6で説明をさせていただきました。ビーフロードの開設に伴いまして、既存町道との重複等、整理をし残路線部分を再認定したものでございます。

9の志貴10号線でございます。資料12-1-10でございますが、これも廃止の7で一部区間の認定を廃止をしたことによりまして、残路線部分を再認定するものでございます。

10の下御糸北9号線でございます。資料が12-1-9でございますが、これも廃止の8で一部区間の認定を廃止をいたしました残路線部分の再認定をするものでございます。

11、12の前野17号線でございます。これにつきましても、廃止の9の前野橋撤去区間の認定廃止に伴いまして、残路線を2路線にわけて再認定をするものでございます。

13、14でございます。資料が12-1-11でございますが、竹川13号線、竹川20号線、これも廃止の11で説明をさせていただきました。残路線を2路線にわけて再認定をするものでございます。

15から19、資料の12-1-10、11、12でございますが、ちょっととんできますが、上御糸南42号線ほか5路線でございます。これにつきましては、開発による分譲住宅整備で造成をされました新設道路の認定をするものでございます。

20、21の明星86号線、有爾中池村線につきましては、資料の12-1-8、12を見ていただきますと、宮川用水のパイプライン化に伴いまして、管理道路のアスファルト舗装が行われまして、アスファルト幅について、町道として認定をし管理するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第12号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第12号 明和町道路線の廃止及び認定についてを採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第15 議案第13号 明和町営住宅管理条例の一部を改

正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第13号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権改革一括法）が公布されたことにより、公営住宅法が改正され、これまで政令に公営住宅の入居者資格の規定がありました。平成24年4月1日から、事業主体の地方公共団体が条例を定めることとなったため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（沼田 昌久） それでは、議案第13号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、詳細説明をいたします。

議案書39、40ページに明和町営住宅管理条例の一部改正について明示をしております。改正前、改正後の条例、新旧対照表を議会資料の12-1-13から16に示しましたので、参照していただきたいと思っております。

今、町長言われましたとおり、地域主権改革一括法によりまして、これが平成23年5月2日に公布されましたことによりまして、公営住宅法が改正をされました。これまで政令等により公営住宅の入居者資格について、高齢者や身体障害者等の特に居住の安定を図る必要がある方を除き、原則、同居親族が必要

であることが全国一律に規定をされていましたが、平成24年4月1日からは同居親族要件は事業主体である地方公共団体の条例で定めることになりました。事業主体が自由に定めることができるようになったわけでございます。

同居親族を要しない場合ということで、公営住宅の場合、応募倍率がさらに上昇をいたしまして、その結果、高齢者や身体障害者等の特に居住の安定を図る必要がある方の入居機会の減少などを考え、今後も真に住宅に貧窮する方の居住の安定を図ることを基本とし、法改正後も入居資格要件を従来どおりとするために、条例の一部を改正するものでございます。

これによりまして、入居資格として同居する親族があることが条件となりますが、60歳以上の方とか身体障害者など、この第6条第2項に定めるものについては、単身でも入居を認めることとなります。主な改正といたしまして、改正前、改正後を見ていただきますと、第6条で改正前の架線部分を削りまして、第2項に加えますということでございます。

施行期日といたしましては、平成24年4月1日から施行いたしまして、経過措置としてこの条例の施行のさい、現に町営住宅に入居しているものについては、改正後の条例の相当規定により入居を認められるものとみなします。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第13号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第13号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決
します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第16 議案第14号 明和町都市公園条例の一部を改正
する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めま
す。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第14号 明和町都市公園
条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、史跡斎宮跡整備事業に伴い、明和町都市公園として、公園予定区域
4箇所を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜
りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
建設課長。

○建設課長（沼田 昌久） それでは、議案第14号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案書42ページで、議会資料につきましては、12-1-17から18を見ていただきたいと思います。史跡斎宮跡整備事業に伴いまして、公園予定区域を追加をするものでございます。本条例の一部を改正するものであって、追加する予定区域につきましては、資料12-1-18で位置図を付けさせていただいております。下園東区画広場、区画道路下園・御館道、区画道路東加座中央道、八脚門広場、いずれも明和町大字斎宮地内ということでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第14号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第14号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第17 議案第15号 明和町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第15号 明和町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、スポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、字句等の修正が必要となったため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（西田 一成） よろしく申し上げます。

議案第15号 明和町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

町長が申しあげましたとおり、スポーツ基本法が施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。主な内容はスポーツ基本法の制定により、題名、引用法名、それから法令の番号等を引用している箇所などを改正

するものでございます。

議会資料の一番最後のページの16-3-1と2に新旧対照表を付けさせていただいておりますので、これによりまして、ご説明をさせていただきます。

まず、題名中アンダーラインのところですが、題名中、明和町スポーツ振興審議会を振興推進に改めます。

次に、第1条、設置でございますが、スポーツ振興法第18条の規定により、本町にスポーツ振興審議会をスポーツ基本法第31条の規定に基づき、明和町スポーツ推進審議会に改めます。

第2条ですが、法第4条第4項及び第23条を、第35条に改めます。

次に、第3条第2項につきまして、右ですが、特別の事項を調査するために必要がある時は、審議会に臨時委員を置くことができるを、左のほうですが、委員は次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱する。

第1号 スポーツに関する見識を有するもの。

第2号 関係行政機関の職員に改めます。

なお、第3条は右側ですが、削除いたします。

また第4条の任期でございます。審議会の委員の任期は当該諮問にかかる審議会の件議が終了までとするに改め、元の第2項、第3項は次のページですが、削除いたします。

第6条第2項中及び議事に関係のある臨時委員の総数を削除しまして、同条第3項中、及び議事に関係ある専門委員を削除をいたします。

次に、第8条中ですが、「審議会が」を「教育委員会が」に改めさせていただきます。

なお、この条例の施行日は、平成24年4月1日からといたします。以上です。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第15号の質

疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第15号 明和町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長(北岡 泰) お諮りいたします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

この時計で40分までです。

(午前 10時 24分)

○議長(北岡 泰) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 40分)

◎議案第16号から第23号の上程

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第18 議案第16号から、日程第25 議案第23号までを一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。したがって、

日程第18 議案第16号 平成23年度明和町一般会計補正予算（第6号）

日程第19 議案第17号 平成23年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第4号）

日程第20 議案第18号 平成23年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

日程第21 議案第19号 平成23年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第5号）

日程第22 議案第20号 平成23年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）

日程第23 議案第21号 平成23年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4
号）

日程第24 議案第22号 平成23年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

日程第25 議案第23号 平成23年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）

を一括上程し議題とします。

議案を朗読をさせます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、議案第16号 平成23年度明和町一般会計補正予算（第6号）から議案第23号 平成23年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）までの各補正予算につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号 平成23年度明和町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ 6,700万円の補正をお願いするものでございます。

歳出補正につきましては、それぞれ事業費の確定見込み等に伴う精算が主なものでございます。

総務費では、一般管理費で職員災害派遣の精算による旅費、財産管理費では書庫の建設で入札差金が生じたことによる工事請負費、総合行政システム費で、新しい住民基本台帳システムへの移行期間を延長したことによる諸経費、戸籍住民基本台帳費で電算委託の内容を精査したことによる委託料の減額補正をそれぞれお願いしております。

また自治振興費につきましては、大淀業平会館と新茶屋公民館においてバリアフリー工事を実施されることから、集会所補助を追加補正でお願いしております。

民生費では、身体障害者福祉費で介護給付費の実績見込みによる扶助費の増額補正、老人福祉費では老人ホーム等の入所措置費の実績見込みによる扶助費、介護保険特別会計の精算見込みによる繰出金、児童福祉総務費では、子ども手当の支給額改定による扶助費、児童保育費では臨時保育士賃金の精算見込みによる賃金。ささふえ保育所空調工事で入札差金が生じたことによる工事請負費、民間保育所運営費の精算見込みによる扶助費の減額補正をそれぞれお願いしております。

衛生費では、環境衛生費で、伊勢広域環境組合の事業費の確定見込みによる負担金、上水道事業の事業費確定見込みによる補助金、母子衛生費では予防接種者の減少による委託料、下水処理費で、松阪地区広域衛生組合の事業費確定見込みによる負担金及び合併処理浄化槽設置整備補助の精算による補助金の減額補正をそれぞれお願いしております。

また、環境衛生費では上下水道事業会計の精算見込みによる繰出金の追加補正をお願いしております。

農林水産業費の農地費で、八木戸排水機場ポンプの老朽化による修繕する必要が生じたため、国の農業体質強化基盤整備促進事業の補助を受け、明許繰越事業として実施する工事請負費、県営経営体育成基盤整備事業（斎宮地区）の事業進捗が大幅に伸びたことによる負担金の追加補正をそれぞれお願いしております。

商工費の商工業振興費では、大淀工業団地環境整備事業で入札差金が生じたことによる工事請負費の減額補正をお願いしております。

土木費では、道路新設改良費で狭隘道路整備等促進事業有爾中地内の道路拡幅工事において、用地取得が困難となり、一時工事を延期する工事請負費と、下水道費で農業集落排水事業特別会計の精算見込みによる繰出金の減額補正を、それぞれお願いしております。

消防費では、松阪地区広域消防組合の事業費確定見込みによる負担金の減額補正をお願いしております。

教育費では、幼稚園費で、臨時教諭賃金の精算見込みによる賃金、文化財保護費で斎宮跡保存事業特別会計の事業費の精算見込みによる繰出金の減額補正を、それぞれお願いしております。

公債費では精算による元金及び利子の減額補正をお願いしております。

諸支出金の基金費では、計画に基づいた退職手当基金、財政調整基金等につきまして、利息分を含め所要の額を積み立てるものでございます。

歳入につきましては、主に地方交付税をはじめ、国・県支出金、繰入金、繰

越金、町債等の確定見込みにより、所要の予算措置をお願いするものでございます。

次に、議案第17号 平成23年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）は、全国史跡整備市町村協議会が東日本大震災で開催されなかったことによる研修旅費及び歴史的風致維持向上計画事業で、発掘作業員賃金の精算による減額が主な補正でございます。

次に、議案第18号 平成23年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、医療費の増減に伴う各療養給付費の精算及び高額医療拋出金、保険財政共同安定化事業拋出金の精算見込みによる減額が主な補正でございます。

次に、議案第19号 平成23年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、施設建設事業費で管路建設にかかる設計等業務委託及び工事請負費の精算に伴う減額補正が主なものでございます。

次に、議案第20号 平成23年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、宮川流域下水道事業の精算見込みによる負担金及び下水道都市計画決定図書策定委託の精算見込みによる減額補正が主なものでございます。

次に、議案第21号 平成23年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、各種介護サービスの給付費の精算見込みによる負担金の増減が主な補正でございます。

次に、議案第22号 平成23年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、後期高齢者医療広域連合納付金の精算見込みによる負担金の増額が主な補正でございます。

次に、議案第23号 平成23年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的支出で南部水源地井戸清掃業務で入札差金が生じたことによる委託料及び南勢水道受水費の精算見込みによる受水費の減額補正、資本的支出では南部水源地耐震性配水池設置土木事業及び農業集落排水事業による排水管布設替の設計委託料と工事請負費で入札差金が生じたこと等による減額が主な補正でございます。

詳細につきましては、各担当課長がそれぞれ説明いたしますので、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議案第16号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。まず、議案第16号の歳出からお願いします。

黄色の表紙「予算に関する説明書、平成23年度補正予算」水色の一般会計予算説明書の17ページ、歳出、第2款 総務費からお願いをいたします。

総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 失礼します。詳細説明をさせていただく前に、ちょっと報告をさせていただきたいと思います。

今回の3月補正につきましては、精算による予算が多く計上されておりますけれども、監査委員さんからのご指摘等もございまして、予算執行率の低いものにつきましては、小額の額であっても減額補正をさせていただいておると、こういうことでございますので、ご了解をお願いしたいと思います。

それでは、総務費から詳細説明を申し上げたいと思います。17ページ1目・一般管理費、補正額マイナス19万8,000円でございます。主なものは旅費でございますけれども、節でございます、7賃金で28万円の減額をお願いしておりますが、緊急雇用対策事業にかかる臨時職員の賃金の出面の精算でございます。

8節・報償費でございます。6万6,000円、試験管謝金で1万円、これは職員採用の面接試験に謝金を辞退された方がございましたので、減額をさせていただきました。

それから、メンタルヘルス相談謝金マイナス5万6,000円でございますけれ

ども、相談回数の特算見込みによるものでございます。

9 旅費、減額 100万円でございますが、町長の提案理由にもございました。職員災害派遣旅費の特算見込みによる減でございます。

11・需用費 9万 6,000円でございますが、備品、その下に18・備品費で、マイナス10万 8,000円がございますが、名刺の印刷機の関係で備品費の減額を10万 8,000円をいたしまして、その一部を消耗品として名刺を印刷する用紙代に組み換えるもので9万 6,000円お願いしております。

それから、19節・負担金補助及び交付金でございますけれども、職員健康管理負担金が協会健保というところから、補助がくるようになりまして、その分を減額をさせていただきました。

次に、2目・広報費、減額の2万 4,000円でございますけれども、旅費1万 5,000円、負担金及び交付金で 9,000円、これは新人職員研修ということで、予算をおかせていただいたんですけれども、新人がはりつけがなかったということで減額をさせていただきました。それから、4の文書管理費でございますけれども、減額の25万円、役務費でございます。郵送料25万円でございますが、在庫に切手を持ち合わせておりまして、その切手を使用したことによりまして、減額になりました。

次に、5目の財産管理費、減額95万 3,000円でございますけれども、需用費で 110万 7,000円、消耗品で61万 8,000円の増になっておりますけれども、これは物品基金等消耗品が不足するためをお願いするものでございます。施設修繕料の48万 9,000円につきましては、今回の組織機構改革によりまして、一部電話線等々の移設費が必要になりますので、その分をお願いをさせていただきました。

それから、ページめくっていただきまして、18ページの12節・役務費20万円でございますけれども、回線通話料、減額の20万円でございますが、実績見込みによるものでございます。委託料につきましては、減額26万円で、清掃委託料の入札差金による減でございます。

15・工事請負費 160万円につきましては、書庫建設工事の入札差金による減額でございます。

6目の総合行政システム費でございますけれども、補正額 461万 6,000円の減でございますが、使用料が主な要因でございます。

13・委託料で40万 7,000円の減ですが、一つ目はシステムサポートと業務委託料で減額74万 5,000円、これは旧の住民基本台帳システム、イーアドというふうにこれからちょっと言わせてもらいますけれども、イーアドのサポートの委託費でございます、6月から行う予定であったんですが、10月にイーアドを移行したことによりまして、委託費が減するものでございます。

それから次に、パソコンネットワーク支援委託料50万 4,000円でございますけれども、これは組織機構改革によりまして、この3月末になると思うんですけれども、パソコン機器の移動等、事務室の中で必要が生じておりますので、その費用としてお願いをさせていただいております。それから末端機等保守委託料16万 6,000円でございますけれども、これはネットワークプリンター、今各課にプリンターが置いてございますけれども、プリンターを新しく購入いたしましたのが、9月でございます。9月以降の保守料も旧のプリンターで予算をみておりましたので、その保守料6カ月分を減額するものでございます。新しいプリンターを購入したことによって古い保守料がなくなったということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

それから、14の使用料及び賃借料でございます。420万 9,000円でございます。末端機等借上料 267万 1,000円でございますけれども、これは旧のイーアドのハードウェアの借上料を2カ月分予算化をしておりましたんですけども、先ほども申し上げましたように、9月にずれこんだために、4カ月分を追加させてもらうものでございます。

それから、分散オンラインシステム使用料、減額の 654万 7,000円でございますが、これは新しいイーアド2というふうに言わせていただきたいと思いま

す。新しいイーアド2のシステムソフト使用料で、6月から3月までの9月分を予算化をいたしておりましたんですけども、9月に移行をしたため、4カ月分を減ずるものでございます。

それから、庁舎ラン整備等借上料33万 3,000円でございますけども、これはネットワークプリンターのリース料の関係でございますして、プリンターの購入が安く済みましたので、そのリース料を精算をさせていただいたということで、33万円の減でございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 次、政策課長。

○政策課長（北岡 和成） 失礼します。第7目の企画費で64万 6,000円の減額補正をお願いしております。中身でございますが、第1節・報酬で4万 4,000円の減額は自主運行バス事業にかかる地域公共交通協議会の委員報酬です。

第8節・報償費で6万円の減額は、まちづくり委員会の謝金。

第9節・旅費で5,000円の減額は、研修旅費。

第11節・需用費の2万 5,000円の減額は、自主運行バスの消耗品費2万円、食料費5,000円でございます。

第12節・役務費1万 2,000円の減額は、群馬県明和町との交流事業物産交流で、シクラメンの送料でございますが、これらの減額です。今までのこの減額補正につきましては、いずれも事業の実績見込みによるものでございます。

第13節・自主運行バスで30万円の増額補正をお願いしております。バスの委託料につきましては、毎月の委託料から入ってくる運賃収入を差し引いて支払っております。現在、8月から11月ぐらいまでの夏から冬場の利用者が若干低く推移しておりますので、不足額が生じると見込みまして、30万円の増額をお願いをしております。

それから、第19節・負補交で80万円の減額をしております。美し国おこし三重地域プロジェクト支援事業負担金で50万円、地域貢献チャレンジ事業で30万円の減額をしてありますが、それぞれ事業の実績見込みでございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 危機管理室長。

○危機管理室長（西口 竜嘉） よろしくお願ひします。

8目・交通安全対策費では、事業実績見込みにより4万8,000円を特定財源から一般財源へ振り替えさせていただきます。

それから、9目・災害対策費では、合計で149万9,000円の減額をお願いしています。

8節・報償費で合計18万4,000円の減額で、防災会議委員謝金で7万8,000円、これは当初地域防災計画の見直しにかかる会議費を計上しておりましたが、東日本大震災の発生により、国県の動向を踏まえ、改めて見直しについて考える必要が生じたため、会議の開催を見送ったことによるものです。この委員につきましては、昨年6月に開催をいたしました防災会議で説明をさせていただきました。

続きまして、防災講演会講師謝金で4万円、手話通訳謝金で6万6,000円、それぞれ減額をしていますが、講師謝金では県地震対策室や消防化学総合センターで研修を実施していただいたことによります減、また手話通訳は防災訓練の説明会や訓練当日におきまして、聴覚障害者の方の参加がなかったことによる減額をお願いしております。

11節・需用費では68万1,000円の増額をお願いしています。これは、この度、29日にイオンモール明和の屋上施設につきまして、津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定を締結することとなり、その表示を行うための表示板2基の設置費用でございます。

12節・役務費、手話通訳コーディネート手数料1万4,000円の減額は、聴覚障害者の方の参加がなかったことによる減額でございます。

次のページでございます。委託料では78万2,000円の減額をお願いしています。内訳は家具固定作業委託料で14万7,000円、これは当初20件を見込んでおりましたが、実績6件による14件分の減額でございます。

防災無線等保守委託料32万円の減額は、同報系無線設備、移動系無線設備並

びにJ－A L E R T設備の保守委託実績による減額でございます。

木造住宅耐震化助成事業、耐震診断調査業務委託料では31万 5,000円の減額でございます。当初20件分に対し13件分の実績、1件あたり4万 5,000円、合計7件分の減額をお願いしております。

19節・負担金補助及び交付金では、合計で120万円の減額をお願いしております。自主防災組織育成事業補助では、70万円の減額です。自主防の補助金につきましては、14自治会から申請が出されておりましたが、事業の趣旨の浸透を図りますため、交付決定の前にリーダー研修会を実施し、以後の管理、訓練の実施、規約の制定などの確約について、再度代表の方に聴き取りを行いました。このうち1自治会につきましては、自治会内の体制の確立や活動は、年度内には困難であると判断されて、取下書が提出されました。引き続き実際に活動できる組織づくりをしていただくということで、受理をしましたが、年度内の再申請には至らず今回は減額をさせていただくこととしました。

木造住宅耐震化助成事業の耐震部分補強補助20万円、それから木造住宅耐震簡易補強工事補助30万円は、いずれも申し込みがなかったことによる減額でございます。

続きまして、10目の防犯対策費では、15節・工事請負費で45万円の増額をお願いしております。これは明和サンライズクラブさんからの寄付金を財源といたしまして、青色防犯灯の整備を行うものでございます。寄付をされた方の意向も踏まえまして、国道23号線から御厨野に至る区間の整備を行いたいと考えています。以上です。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 11目の自治振興費でございます。減額の88万 6,000円の補正でございます。主に負担金でございますけども、8節・報償費で減額7万 2,000円、これは全町自治会長会の欠席者の精算によるものでございます。

19節・負担金補助及び交付金で、減額81万 4,000円お願いしておりますが、一つは集会所等建設事業補助で118万 6,000円、これは大淀業平会館及び新茶

屋公民館のバリアフリー化に補助をするものでございます。

それから、二つ目の自治会交付金につきまして 100万円お願いしております。これは自治会交付金の精算による減でございます。

次に、まつり等交付金 100万円でございますが、観光費へ移行したことによりまして、今回、減をさせていただいております。用途についてはマスコットキャラクター関係で使用されておるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 次、税務課長。

○税務課長（浅尾 恵次） 21ページの2項・徴税费、1目・税務総務費でございます。補正額は86万 9,000円の減でございます。まず13節・委託料でございますけども、固定資産管理システム移動修正業務委託料で58万 5,000円の減、地積図修正作業委託料で8万 4,000円の減となっておりますが、いずれも移動件数の減に伴います減額補正でございます。

18節・備品購入費でございますけども、こちらにつきましては、土地台帳の照会システムのパソコンを購入するようにはしておりましたが、現有のパソコンでの対応が可能であるということから、購入を取り止めたものでございます。

2目・収税対策費でございます。220万 7,000円の減でございます。

7節・賃金につきましては、徴収員賃金で126万円の減でございます。これにつきましては徴収員さんが、1名減となったことに伴い、代替えの任用をせず、1名の方で対応していただいたために減額となったものでございます。

9節・旅費につきましては、9万円の減。こちらも徴収員さんにかかる実費旅費でございます。内容は同じでございます。

11節・需用費につきましては、10万円の減で、これは印刷製本費の減でございます。封筒口座振替依頼書等の契約差金に伴う減でございます。

12節・役務費につきましては75万 7,000円の減、郵送料で50万 7,000円の減と、口座振替手数料で25万円の減でございますが、いずれも実績に伴います減でございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 22ページ、生活環境課長。

○生活環境課長（世古口 尚） 1目戸籍住民基本台帳費で201万5,000円の減額です。

7節・賃金で9万9,000円の減額ですが、これは臨時職員分で実績見込みによるものです。

13節・委託料で191万円の減額ですが、これは住民基本台帳法の改正による外国人にかかわるシステム改修の委託料で、入札差金によるものです。

19節・負補交で6,000円の減額ですが、これは外国人登録法の廃止に伴い、三重県の協議会の負担金が必要ではなくなったことによるものでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 23ページ、総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 23ページ、1目・選挙管理委員会費1万6,000円の減額でございます。これは旅費で、委員会開催数の減によります費用弁償の減でございます。

それから、2目・県知事県議会議員選挙費でございます。補正額は0でございます。これは県から全額補助をされておるものでございますけれども、最終の精算として県議会議員の選挙、投票が無投票になったことによりまして、1の報酬からページをめぐっていただきまして、14の使用料賃借料まで減額をいたしまして、その減額をしたものを、24ページの18節・備品購入費で予算を組み換えたものでございます。159万4,000円の選挙用備品をお願いするものです。この備品の中身につきましては、研修室のマイク施設、椅子、机、研修室のマイク施設、椅子、机を整備するという、備品を購入するというものでございます。

○議長（北岡 泰） 統計調査費、総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 失礼しました。

続いて25ページ、各種統計調査費でございます。8万6,000円の減額でございますけれども、各種統計の精算による減でございます。1節・報酬、減額

15万円、各種統計調査員報酬。

7の賃金減額1万6,000円、臨時職員賃金で1万6,000円の減。

11需用費7万円で消耗品でございます。

12節・役務費1万2,000円、郵送料の減でございます。

14・使用料及び賃借料2万2,000円で複写機使用料でございます。なお、この統計につきましては、経済センサス、人口統計調査、学校基本調査、この三つの統計調査の精算によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 26ページ、社会福祉費、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 1目・社会福祉務費で1万円の減額補正をお願いいたします。

8節・報償費1万円の減額は、明和の里の指定管理者選定委員の謝金で、委員会の回数の減と、委員会の委員に県職員の方をお願いしておりましたので、減額をお願いするものです。

○議長（北岡 泰） 続きまして、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 2目・国民健康保険事務費で457万8,000円の増額をお願いしております。

11節・需用費1万4,000円は国保の限度額認定証が、本年4月から入院のみから外来でも適用されることから、その限度額認定証の印刷代でございます。

28節・繰出金456万4,000円、国民健康保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては、国民健康保険特別会計で説明させていただきます。

次に、3目・後期高齢者医療事務費で、33万8,000円の増額をお願いしております。28節・繰出金の補正で、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、詳細につきましては、特別会計のほうで説明させていただきます。

○議長（北岡 泰） 身体障害者福祉費、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 5目・身体障害者福祉費で1,998万4,000円の追加補正をお願いいたします。

8節・報償費21万6,000円の減額のうち、障害者福祉施策推進協議会委員の

謝金11万 6,000円の減額は、この委員会の半会議が開催できず、半会議で行う内容について、障害者生活支援センターの運営委員会で行うことができたため、減額をお願いするものです。また手話通訳要約筆記謝金10万円の減額は、利用件数が少なかったために減額をお願いするものです。

20節・扶助費で 2,020万円の追加補正をお願いしております。これは介護給付費で実績見込みによるものです。施設が新法に移る最終年でありまして、居宅介護とか生活介護、就労継続支援事業などの福祉サービスの受給量や新規利用者が増えたためです。

○議長（北岡 泰） 老人福祉費、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 6目・老人福祉費で 1,697万 1,000円の減額をお願いしております。

11節・需用費は59万 4,000円の減額は、敬老福祉大会開催経費の精算による減額でございます。

12節・役務費 8万 7,000円の減額は、今年度の老人福祉電話の基本料金の支払い見込みによる減額でございます。

13節・委託料86万 5,000円の減額は、緊急通報システム業務委託料、介護予防地域支援事業委託料、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業委託料の実績見込みによる減額でございます。

19節・負担金補助及び交付金20万円の減額は、単位老人クラブ事業補助のうち、県のモデル事業に応募する老人クラブがいなかったため減額するものでございます。

20節・扶助費 629万円の減額は、養護老人ホームへの措置費の実績見込みによる減額。外国人高齢者福祉給付金の支給対象者が死亡したことによる減額及び老人保健医療費の過誤調整による給付がなかったことによる減額でございます。

28節・繰出金 893万 5,000円の減額は、介護保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては、介護保険特別会計で説明させていただきます。

次に、7目・保健福祉センター費で12万円の減額補正をお願いしております。

18節・備品購入費の補正で、12月補正でお認めいただきました保健福祉センターのコピー機の入札差金による減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 人権対策費、人権センター館長。

○人権センター長（乾 恵子） 8目・人権対策費13万円の減額補正をお願いしております。

8節・報償費で13万円の減額です。これは福祉と人権のまちづくり講演会の講師謝金の残額で、今年度中、支出予定がないため減額をするものです。

以上です。

○議長（北岡 泰） 28ページ、児童福祉費、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 1目・児童福祉総務費で5,287万円の減額補正をお願いします。

8節・報償費200万円の減額です。これは放課後子ども教室に携わっていただく安全管理人の方の減と、コーディネーターの差金の減額によるものです。

12節・役務費で8万9,000円の減額です。これは放課後子ども教室の傷害保険料が町の総合賠償保険に対応できるため減額をお願いするものです。

13節・委託料18万6,000円の減額は、住民情報システムイーアド2が新たに導入されたことに伴い、従来の子ども手当のシステムの保守点検料が不要になったことにより、減額をお願いするものです。

18節・備品購入費で34万7,000円の減額です。これはAED自動体外除細動機の単価が下がったことにより減額をお願いするものです。

20節・扶助費で5,025万8,000円の減額です。これは一人親医療費について215万円の追加補正で、受給者増による実績見込みによるものです。子ども手当につきましては、5,240万8,000円の減額補正です。これは子ども手当の支給額の改定によるもので、実績見込みによるものですが、当初3歳児未満については、国の予算案に基づき計上しておりましたが、国が昨年3月末日に子

ども手当法案を撤回し、9月までつなぎ法案が成立したことと、10月以降に新たな子ども手当の支給特別措置法として支給額の改定があったために、減額をお願いするものです。

23節・償還金利子及び割引料で1万円の追加補正をお願いします。これは過年度の国県支出金等返還金で、平成22年度に実施しました児童環境づくり基盤整備事業と子ども手当の精算による返還金です。

2目・児童保育費で1,854万2,000円の減額補正をお願いします。

7節・賃金で800万円の減額補正です。これは臨時保育士の賃金で、途中入所や退所、入所日の変更などによる出勤日数の減や、前年度に比べると加配保育士を必要とする発達障害児などが少なかったことによるものです。

11節・需用費70万円の減額補正です。これはささふえ保育所が空調設備の改修を行ったことにより暖房用の燃料が不要となったためです。

13節・委託料32万8,000円の減額補正で、これは保育所の建物調査委託料の入札差金に伴うものです。

15節・工事請負費で456万4,000円の減額補正をお願いします。これはささふえ保育所の空調改修工事の入札差金に伴うものです。

18節・備品購入費で46万2,000円の追加補正をお願いします。これはささふえ保育所の給湯器の買い換えによるものです。故障のため緊急に対応させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

19節・負担金及び交付金で41万2,000円の減額補正です。これは日本スポーツ振興センター給付金20万円の追加補正は、給付実績によるもので、歳入で同額を受け入れます。

延長保育促進事業補助で11万2,000円の減額補正をお願いします。明和ゆたか保育園の延長保育に対する事業補助で、県の延長保育推進事業の基準額が改正されたことに伴うものです。

低年齢児保育推進事業補助で50万円の減額補正は、同じく明和ゆたか保育園の0歳児と1歳児における低年齢児の保育に対する事業補助で、県の基準額の

変更と対象者の実績によるものです。

20節・扶助費で500万円の減額補正をお願いします。これも明和ゆたか保育園の運営費で実績見込みによるものです。

以上です。

○議長（北岡 泰） 30ページ、保健衛生費総務費で長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 1目・保健衛生総務費で5万4,000円の増額補正をお願いしております。伊勢市の休日応急診療所の運営分担金の確定による増額でございます。

○議長（北岡 泰） 環境衛生費、生活環境課長。

○生活環境課長（世古口 尚） 2目・環境衛生費で407万1,000円の減額です。

7節・賃金で40万7,000円の減額は臨時職員の賃金で、実績及び実績見込みによるものです。

8節・報償費の再生資源集団回収奨励金で40万円の減額ですが、これはPTAなどが回収した古紙などに対して、1キロあたり5円の奨励金を出すもので、実績見込みによるものです。

13節・委託料で224万5,000円の減額です。旧美化センターの水質検査等委託料の11万3,000円の減額は、入札差金によるものでございます。

次、生活排水浄化施設保守点検清掃業務委託料で、45万8,000円の減額ですが、これは金剛坂から菟川へ流れる生活排水路の浄化施設の保守等の委託料で、これも差金による減額でございます。

再生資源回収委託料で137万5,000円の減額ですが、これはリサイクルステーションの古紙等の回収を業者に委託するもので、これも差金による減でございます。

環境センター水質検査等委託料29万9,000円ですが、これも差金による減額でございます。

次、19節・交付金で494万円の減額です。伊勢広域環境組合負担金の335万4,000円の減額と、町水道事業補助の158万6,000円の減額につきましては、

確定見込みによるものでございます。

次、28節・繰出金 392万円の増額につきましては、工事費の増によるもので詳しくは水道事業会計のところで、ご説明をいたします。

次、31ページですが、3目・公害対策費で 184万 1,000円の減額ですが、13節・委託料でこれは町内の大気・土壌等の調査委託料でございまして、これも入札差金による減でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 成人保健対策推進費、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 4目・成人保健対策推進費で 149万 5,000円の増額補正をお願いしております。

8節・報償費47万円の減額は、健康教育講師への臨時看護師の謝金への実績見込みによる減額でございます。

11節・需用費26万 2,000円の減額は、肺ガン受診券を生活機能評価と同じ用紙に印刷したことと、インフルエンザの対象者が65歳以上だけとなり、予診表印刷の数が減ったためでございます。

12節・役務費10万円の減額は、高齢者のインフルエンザの医療機関依頼表を医師会から送ってもらったり、多気郡3町で分担して送付したために減額するものでございます。

13節・委託料 232万 7,000円の増額は、肝炎ウイルス検査受診者が多かったことによる健康増進法健康診査委託料で16万 2,000円の増額。各種がん検診の委託料で 351万円の増額、インフルエンザ予防接種委託料で 215万円の減額、大腸がん検診クーポン券とインフルエンザ受診券の発券業務の電算委託料で80万 5,000円の増額で、いずれも実績見込みによる補正でございます。

19節・負担金補助及び交付金は予算の組み替えで、肺炎球菌予防接種費用の助成を15万円の増額、インフルエンザ予防接種費用を15万円の減額でございます。

○議長（北岡 泰） 5目・母子衛生費、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 5目・母子衛生費で2,213万6,000円の減額補正をお願いします。

12節・役務費で4万5,000円の減額です。これは療育事業の野外活動やデイケア保険の傷害保険料が、町の総合賠償保険で対応できるため減額をお願いするものです。

13節・委託料2,209万1,000円の減額補正をお願いしております。これは予防接種委託料について、2,000万円の減額補正ですが、定期予防接種に加えて子宮頸がん等接種促進事業によりまして、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を行ってきましたが、23年度当初から子宮頸がんワクチンの供給量不足で、接種できない期間が4カ月ほど続いたことから、接種者数が伸び悩んだことが、主な要因です。また定期接種であります日本脳炎の予防接種について、平成17年度から平成21年度までの間に、積極的勧奨により差し控えによって、接種できなかった方が接種できるようになったのですが、その接種者も伸びなかったということが要因の一つです。

また母子保健事業の検診等委託料で200万円の減額は、妊婦健診検査について、一人当たり14回を計上しておりますが、14回の利用週数と受診者数が11回目以降になると、出産というふうな形で増えてきますので、受診者数が少なくなることから実績見込みにより減額を行うものです。

次に、電算委託料で9万1,000円の減額補正は、住民情報システムイーアド2が新たに導入されたことに伴い、健康管理システムがこの新システムに移行したためによる減額となります。

○議長（北岡 泰） 32ページ、6目・下水処理費、上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 6目の下水処理費、19節の負担金補助及び交付金でございます。818万7,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、松阪地区広域衛生組合負担金の確定によりまして411万8,000円の減額、合併処理浄化槽整備の設置補助金、実績見込みで406万9,000円の減額でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 33ページ、農業委員会費、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石田 茂樹） 1目・農業委員会費で9万8,000円の減額をお願いしております。毎年、農業委員会におきましては、農地の利用状況調査をしなければならないと、法で規定されております。昨年も9月から10月にかけてこの調査を実施してまいりました。その調査員にかかります謝金と、費用弁償が支出額の確定により減額をさせていただくものでございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、農業総務費、産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 失礼します。

まず2目・農業総務費は20万4,000円の減額となります。

8節・報償費は1万6,000円の減で、緑のまちづくり事業推進委員会の欠席者分の謝金について、減額するものでございます。

13節・委託料は、18万8,000円の減で、松くい虫防除事業委託料、地上散布でございますが、契約差金により15万6,000円の減、松くい虫防除特別対策事業委託料につきましては、枯れ松の調査でございます。外部委託をせず担当職員、直営により対応いたしましたため3万2,000円の減額となります。

3目・農業振興費は83万5,000円の減額となります。

7節・賃金は2万5,000円の減で、実績見込みによるものでございます。

8節・報償費は2万円の減額となります。これも実績見込みによるものでございます。

12節・役務費は6万円の減で、これは当初時点では、平成22年度同様に全農家に対する申込書の発送を予定しておりましたが、22年度の実績、加入者の見込みもわかっておりましたため、対象者を絞り込み、そうしたことに伴い郵送料について減額するものでございます。

19節・負担金補助及び交付金でございますが、73万円の減となります。水田利活用需給向上対策交付金は、52万1,000円の減額で、集団転作にかかる事務費補助等の額の確定に伴い減額するものでございます。

水田土地利用活性化支援助成は2万 9,000円の減額で、機械購入助成についての額が確定したため、減額するものでございます。

続きまして、34ページでございます。5目・農地費は 3,515万 8,000円の増額となります。

7節・賃金は12万 7,000円の減で、緊急雇用創出事業臨時職員賃金 8万 1,000円の減、土地改良施設維持管理適正化事業賃金 4万 6,000円の減、ともに3月までの見込みによるものでございます。

9節・旅費は 2万円の減で、水環境整備事業の局ヒアリングが予定されていたわけですが、これがなかったことに伴うものでございます。

12節・役務費は30万円の減額となります。排水機場、排水路等の労務費につきまして、実績見込みにより減額させていただきたいというものでございます。

13節・委託料は 261万円の減額となります。町単道路測量設計業務委託料は 95万 1,000円の減で、宮川用水 2期事業に伴う西池村道路拡幅工事測量業務委託の契約差金となります。

町単幹線排水路整備事業等測量設計委託料は 117万 2,000円の減で、明星準幹線排水路既成構造物撤去に伴う調査設計委託の契約差金となります。

続きまして、排水機場電気保安委託料は、大淀排水機場の県から町への移管時期の変更に伴いまして、7万 4,000円の減。6箇所分の機械点検委託で41万 3,000円の減額、それぞれ見込みによるものとなります。

15節・工事請負費は 1,200万 1,000円の増で、これは全員協議会でご説明申し上げました八木戸排水機場のファイ500 ポンプの修繕工事となります。

続きまして、16節・原材料費は、20万円の減で、3月までの見込みによる減額をお願いするものでございます。

19節・負担金補助及び交付金は 2,641万 4,000円の増額となります。広域農道整備促進協議会負担金は 8,000円の減で、今年度の徴収がございませんでした。それに伴います減でございます。

土地改良事業団体連合会負担金は76万円の減で、各事業の精算に伴うもので

ございます。

土地改良事業団体連合会松阪支部負担金につきましては、1万5,000円の減で、負担金徴収が廃止されました。このことに伴います。

続きまして、宮川用水施設整備事業負担金は1万6,000円の減で、下外城田地区、明野、東豊浜地区、御菌地区、城田、西豊浜地区の事業精査によるもので、当初予算との差について減額をお願いするものでございます。

続きまして、土地改良施設維持管理適正化事業負担金でございます。こちらにつきましては、78万円の減で、平成23年新規35期生ということで、川尻樋門事業費の精算によるものとなります。

続きまして、県営かんがい排水事業負担金は4万3,000円の増で、宮川2工区6万3,000円、宮川4工区その2が8,370円と、負担金の確定に伴いまして増額をお願いするものでございます。

次に、宮川用水維持管理適正化事業負担金でございますが、120万円の増で、新茶屋地区のパイプライン事業の確定によるものでございます。

続きまして、県営堪水防除事業負担金は30万円の減で、事業確定に伴うものでございます。

続きまして、広域農道整備事業負担金は150万円の減で、ビーフロードの付帯工事の精算に伴い減額をお願いするものでございます。

次に、県営ため池等整備事業は137万2,000円の増で、櫛田橋上流の第1頭首口工事の事業費の確定によりまして、当初予算との不足分についての増額をお願いするものでございます。

続きまして、県営基幹水利施設整備事業負担金は20万8,000円の増で、これは八木戸排水機場の点検業務が12月に採択されました。このことから1月から3月までの負担について増額をお願いするものでございます。

続きまして、県営経営体育成基盤整備事業有田地区負担金につきましては、5万円の減で、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金は85万円の

増額で、これは東郷頭首口の樋門工事におきましても、1門を農水関係予算で直しております。この部分の負担金の増になります。

続きまして、県営経営体育成基盤整備事業斎宮地区負担金は2,264万5,000円の増額で、こちらにつきましては、国の4次補正により1億5,000万円の事業費が追加されたことに伴い増額をお願いするものでございます。

続きまして、土地改良区補助は167万6,000円の増額となります。内訳といたしましては、明和土地改良区施設台帳整備補助に関わる部分で100万円、宮川左岸第1土地改良区等のパイプラインの補助等になります。

続きまして、新農業水利システム保全対策事業負担金は184万9,000円の増額で、パイプライン支線整備を実施しない地区にかかる整備負担となっております。

続きまして、36ページでございます。水産振興費は81万2,000円の減額となります。

19節の負担金補助及び交付金は81万2,000円の減額で、三重県水産基盤整備協会負担金は2万1,000円の増、三重県町村水産業振興対策協議会負担金は1万円の減、いずれも精算によるものとなっております。

続きまして、ノリ養殖業津波被害戸別補助は70万2,000円の減で、これは1経営体の上限を50万円と設定いたしまして、19経営体分を予算化しておりましたが、1経営体が廃業いたしました。また、2経営体につきましては、上限に満たっておりません。そういったために減額をお願いするものでございます。

それと、漁業近代化資金利子補給につきましては、12万1,000円の減で、三重県信用漁業協同組合の請求に基づきまして、減額をいたしたいと考えております。

続きましては、漁港費でございますが、63万9,000円の減額となっております。

13節・委託料は34万9,000円の減で、下御糸漁港の西護岸消波工の設計業務委託の契約差金となります。

15節・工事請負費でございますが、29万円の減で、これも西護岸消波工の事業費確定に伴います減となります。

続きまして、37ページの商工費でございます。1目・商工総務費は7万8,000円の減額となります。

9節・旅費につきましては、7万8,000円の減で、消費生活にかかる旅費について計上をしておりましたが、県内出張が主でございます、雇用者による出張であったため減額をさせていただきます。

2目・観光費は予算の組み替えによるものとなります。

11節・需用費は、33万円の増額で、めい姫作製委託の契約差金により、観光PR用の法被、付箋等を作製するため、委託料から需用費に予算を組み換えるものでございます。

13節・委託料は33万円の減額で、めい姫作製委託の契約差金について減額し、需用費へ組み替えを行うものでございます。

3目・商工業振興費は1,311万7,000円の減額となります。

8節・報償費は5万円の減額で、明和町産業活性化協議会につきまして、年3回の開催を予定しておりますが、今年度2回の開催となったことから、委員の謝金につきまして、減額するものでございます。

9節・旅費は7万2,000円の減額で、3月までの見込みにより不要額について減額するものでございます。

11節・需用費は76万円の減額で、印刷製本費でございます。産業用地ガイドの第2版についての印刷を予定しておりましたが、土地所有者との合意が遅れたために印刷を取りやめました。このことによる減額となります。

15節・工事請負費でございます。1,223万5,000円の減額となります。こちらにつきましては公共施設整備工事で大淀工業団地内の調整池の浚渫におきまして、23万5,000円の減、大淀工業団地の環境整備事業、排水路の整備でございますが、1,200万円の減、それぞれ事業費の確定により不要額について減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後1時から始めますので、よろしく申し上げます。

（午前 11時 45分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（北岡 泰） なお、阪井勇男議員、田辺泰宏議員より会議に遅れる旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

では、38ページ、土木総務費、建設課長。

○建設課長（沼田 昌久） 失礼します。

第1目・土木総務費で121万円減額お願いをしております。7節・賃金で、18万5,000円の減額は、臨時職員の冬季嘱託職員と緊急雇用創出事業において、事務補助職員の精算を行いました。見込みによる減額でございます。

9節・旅費で3万円の減額は、研修旅費による減額でございます。23年度に

おきまして、中部国道協会への総会に参加できなかったことによるためでございます。

11節・需用費で2万円の増額、これは金剛坂地内の排水機2基と大淀の丈助樋門の電気使用料の増額でございます。19節・負担金補助及び交付金においてお願いをしております1万5,000円の減額は、これは三重地区用地対策連絡協議会が解散で不要になったものでございます。

○議長（北岡 泰） 次、地籍調査費、政策課長。

○政策課長（北岡 和成） 第2目・地籍調査費で146万7,000円の減額をお願いしております。9節・旅費で4万4,000円です。事業の精算に伴うものでございます。

13節・委託料で140万5,000円を減額補正をお願いしております、測量等の委託料につきましての入札差金でございます。

19節の1万8,000円、負補交でございます。全国国道調査協会負担金でございます、事業の精算によるものでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 39ページ、道路橋梁費、建設課長。

○建設課長（沼田 昌久） 第1目・道路橋梁総務費で2万円の減額となっております。これは17節・公有財産購入費で用地の寄付をいただいたことによります減額でございます。

3目・道路新設改良費で1,093万3,000円の減額をお願いしております。13節・委託料112万円の減、15節・工事請負費で550万円の減、17節・公有財産購入費24万円の減、22節・補償補填及び賠償金の168万円の減額は、狹隘道路整備促進事業によります1箇所の中断によります実績による減額でございます。

後、17節の公有財産購入費の80万8,000円の減額につきましては、町単改良事業による精算による減額でございます。

22節・補償補填及び賠償金の33万3,000円の減額は、電柱移転補償の町単改良の精算でございます。同じく125万2,000円の減額は、社会資本整備総合交

付金事業の本郷勝見第2線と簡水対策事業での電柱移設等に伴う精算見込みによる減額でございます。

続いて、1目・河川総務費でございます。19節の負担金補助及び交付金の34万円の減額は、県への海岸清掃負担金で23年度はございませんでした。これによる減額でございます。

続きまして、2目の公園費のほうへ移らさせていただきます。7節・賃金で40万8,000円の減、16節・原材料で5万1,000円の減額は、緊急雇用創出事業での精算見込みによるものでございます。

○議長（北岡 泰） 戻りまして、都市計画総務費、政策課長。

○政策課長（北岡 和成） 第1目・都市計画総務費でございます。補正額で15万2,000円減額補正でございます。11節・需用費で印刷製本費でございます。契約見積もりの差額によるものでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 下水道費、上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 3目の下水道費、28節の繰出金でございます。農業集落排水事業特別会計への繰出金が3,552万円の減額、公共下水道事業特別会計のほうへの繰出金が234万3,000円の増額でございます。合わせまして、3,317万7,000円の減額となります。詳細は各特別会計で説明をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 42ページ、住宅費、建設課長。

○建設課長（沼田 昌久） 1目・住宅管理費で、1節・報酬として4万円の減額をお願いをしているものでございます。これは公営住宅の入居募集がなく、資格審査委員会を開催しなかったための減額でございます。

○議長（北岡 泰） 43ページ、消防費、危機管理室長。

○危機管理室長（西口 竜嘉） 9款・消防費、1目・常備消防費、19節・負担金補助及び交付金で738万3,000円の減額をお願いしています。主な要因は、22年度繰越金の確定及び職員手当の減など、人件費の精査及び光熱水費や貸与被服費の減、備品購入費にかかる入札差金など、物件費の精査などの積み上げ

によるものでございます。

3目・消防施設費では、13節・委託料、上下水道事業消火栓設置等委託料で、38万2,000円の減額をお願いしていましたが、これは施行実績による減額でございます。今年度は志貴に2箇所と坂本地内に1箇所設置をいたしました。

以上です。

○議長（北岡 泰） 44ページ、教育費、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 2目・事務局費で7万3,000円の減額をお願いしております。

8節・報償費は3万円の減額ですが、これは発達相談と言葉の相談にかかる巡回相談員の謝金を実績見込みで精算させていただくものです。

9節・旅費2万5,000円の減額は、外国語助手、ALTですけれども、この研修旅費を精算するものでございます。

19節・負補交の1万8,000円の減額も同じくこの研修旅費にかかる精算でございます。

続きまして、45ページの1目・学校管理費で22万1,000円の減額補正をお願いいたします。1節・報償費5万円の減額は、歯科医の報酬を児童数の実績で精算するものでございます。

12節・役務費22万1,000円の減額は、これも児童等の健康診断料で児童数の実績で精算するものです。

18節・備品購入費18万円の追加補正をお願いをしております。これはサンライズクラブさんから頂戴いたしました寄付金を予算化させていただきまして、図書を購入させていただくものでございます。1校あたり3万円で、6校18万円を計上させていただきました。

19節・負担金補助及び交付金で、13万円の減額につきましては、これは日本スポーツ振興センター負担金の実績の見込みで精算をするものでございます。

続きまして、2目・教育振興費は財源の振替でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。1目・学校管理費で42万6,000

円の減額補正をお願いいたします。12節・役務費で16万円の減額は、生徒等健康診断料で、これも生徒数の実績により精算をさせていただくものです。

13節・委託料27万 6,000円の減額は、学校図書館業務の委託料の入札差金を精算させていただくものでございます。

18節・備品購入費7万円の追加補正でございます。これは小学校費と同じくサンライズさんから頂戴しました予算で、中学校のほうに図書を購入させていただくものでございます。

19節・負担金補助及び交付金で6万円の減額をお願いします。これは小学校費と同じく日本スポーツ振興センターの負担金を実績見込みで精算をさせていただくものでございます。

2目・教育振興費は財源振替でございます。

次に、47ページ、1目・幼稚園費で1,036万 8,000円の減額補正をお願いします。まず、7節・賃金で1,000万円の減額補正をお願いしております。これは臨時教諭の賃金を実績見込みにより精算をさせていただくものでございます。

13節・委託料で36万 8,000円の減額は、浄化槽維持管理委託料、それから消防用設備等点検委託料、建物調査委託料それぞれの入札差金を精算をさせていただくものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。1目・社会教育総務費、11節・需用費で4万円の減額をお願いしております。これは成人式にかかります印刷製本費を実績で精算をさせていただくものでございます。

2目・社会教育費で、63万 2,000円の減額補正をお願いします。

8節・報償費で20万円の減額でございます。内訳は教育集会所事業におきまず講座指導の謝金1万円を実績で精算をさせていただきます。また、人権教育推進市町村事業におきまして、色々な項目で減額をさせていただいておりますが、これはいずれも松阪地区の広域人権教育調査研究協議会等の広域事業で、予算が執行できたために、町で予算化させていただいておった予算を減額をさせていただくものでございます。

そのほか、15節・工事請負費につきましては、有爾中教育集会所の跡地の整備工事の入札差金を精算させていただくものでございます。

続きまして、3目・公民館費、37万5,000円の減額をお願いしております。

7節・賃金で15万円の減額につきましては、管理人賃金を実績見込みで精算するものでございます。

8節・報償費で20万円の減額は、公民館講座等の謝金を実績見込みで精算をさせていただくものです。

19節・負担金補助及び交付金で、2万5,000円の減額をお願いしております。これは東海北陸公民館大会の参加費を実績により精算をさせていただくものでございます。

○議長（北岡 泰） 文化財保護費、斎宮跡課長。

○斎宮跡課長（西口 和良） 失礼します。4目・文化財保護費で166万1,000円の減額をお願いいたします。内訳といたしまして、まず1節・報償で7万円の減額でございます。これは文化財保護審議会委員会謝金でございまして、開催実績見込みによる減でございます。

次に、7節・賃金で54万6,000円の減額です。これは緊急雇用創出事業の臨時職員の賃金で実績による4万6,000円の減額、そして緊急発掘調査作業員賃金につきましては、当初、町費を用意しておりましたが、補助事業で対応できたことにより、50万円の減額を行うものでございます。

次に、8節・報償費で17万円の減額をお願いします。まず文化財保護保存指導員謝金で7万円の減額でございますが、これは実績見込みによる減でございます。また、坂本古墳群整備事業の整備指導員謝金10万円の減額につきましては、当初、坂本古墳群の整備指導委員会を予定をいたしておりましたが、今年度は県指定予定地の土地等の公有化が進められることになったため、委員会につきましては、改めて開催するということにしたことによるものでございます。

次に、9節・旅費で5万2,000円の減額、先ほど説明させていただきました指導員旅費また坂本古墳群関係の委員旅費で、3万2,000円、2万円の減額で

ございます。

そして、28節・繰出金は、82万 3,000円の減額で、これは斎宮跡保存事業特別会計への繰出金でございまして、詳しくは特別会計でご説明をいたします。

以上です。

○議長（北岡 泰） ふるさと会館費、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 5目・ふるさと会館費で9万 4,000円の減額補正をお願いいたします。15節・工事請負費で空調機の修繕工事ほかの入札差金を精算するものでございます。

続きまして、50ページ、2目・体育施設費、15節・工事請負費で15万 8,000円の減額補正をお願いしております。明和町テニスコート人工芝補修工事ほかの入札差金を精算させていただくものです。

○議長（北岡 泰） 51ページ、公債費、総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 公債費、1目・元金でございます。補正額、減額27万円。土木債の精算による減額でございます。27万円の減です。

2目・利子でございます。71万 7,000円の減額でございます。同じく利子の精算によるものでございまして、総務債が77万 7,000円の増、農林水産業債が68万 9,000円の減、土木債が77万 1,000円の減、消防債が1万 6,000円の減、教育債が1万 8,000円の減でございます。

続きまして、13節・諸支出金、ページ52ページでございすけれども、1目の退職手当基金で、補正額 1,033万 1,000円お願いしております。これは松阪広域消防の職員の退職金の積み立てでございまして、毎年計画的に積み立てているものでございます。

2目の教育福祉施設建設基金費 5,113万 9,000円でございますけれども、教育福祉施設建設基金の積み立てで、毎年定額を積み立てるものでございます。

3目の一般財政調整基金は1億 6,835万 3,000円でございます。一般財政調整基金の積み立てでございます。

4目の減債基金79万 8,000円につきましては、減債基金の利子分を積み立て

るものでございます。

5目の地域づくり基金につきましては3,000円、これにつきましても利子分の積み立てでございます。

ふるさと基金積立金102万7,000円でございます。これも利子の積み立てでございます。102万7,000円でございます。

7目のボランティア基金につきましても、3万3,000円の補正でございますが、利子の積み立てです。

8目・緑化基金7万2,000円も利子でございます。

9目・ふるさと・水と土保全対策基金3万2,000円、同じく利子の積み立てでございます。

10目・公共施設等基金費18万5,000円、同じく利子でございます。

12目・文化スポーツ振興基金13万1,000円、同じく利子でございます。

14目・住民生活に光をそそぐ基金4万1,000円、利子の積み立てでございます。

15目・交通安全対策基金費3万3,000円でございますが、同じく利子でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして4ページ、歳入をお願いします。

地方交付税、総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 4ページの地方交付税2億1,000万円お願いしておりますけれども、普通交付税の交付額確定によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 5ページ、国庫支出金、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 1目・民生費国庫負担金で4,747万3,000円の減額補正をお願いしております。4節・児童保育費国庫負担金で234万7,000円の減額で、これは明和ゆたか保育園の運営費国庫負担金で実績見込みによるものです。補助率は基本額の2分の1です。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 5節の国民健康保険基盤安定国庫負担金、保険者支援分で41万 8,000円の増額をお願いしております。国庫負担金の確定に伴う増額で、補助率は2分の1でございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 6節・障害者自立支援給付費負担金で、1,010万円の追加補正をお願いしております。福祉サービスのうち介護給付費に対する国庫負担金で、実績見込みによるものです。補助率は2分の1でございます。

8節・子ども手当国庫負担金で 5,564万 4,000円の減額をお願いしております。実績見込みによるものです。

○議長（北岡 泰） 国庫補助金、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 1目・民生費国庫補助金で、1節・社会福祉費国庫補助金 257万 1,000円の追加補正をお願いしております。次世代育成支援対策交付金の決定通知を受けたことにより追加するものでございます。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 1節・衛生費の国庫補助金でございます。合併処理浄化槽の設置補助の事業精算見込みで7万 3,000円の減額でございます。

○議長（北岡 泰） 危機管理室長。

○危機管理室長（西口 竜嘉） 3目・土木費国庫補助金で、1節・住宅費国庫補助金のうち、木造住宅耐震診断補助15万 8,000円の減額でございます。これは歳出で31万 5,000円の減額に対する国費算入分2分の1の減額でございます。

○議長（北岡 泰） 建設課長。

○建設課長（沼田 昌久） 2節・土木費国庫補助金で狭あい道路整備等促進事業で1箇所の中断によりまして、事業費の50%補助であります関係で、400万円の減額をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 公営住宅が抜けました。

○建設課長（沼田 昌久） すいません。失礼します。

1 節・住宅費国庫補助金の公営住宅整備事業補助で 200万円の増額をお願いしております。これは23年から27年まで、5年間の家賃定年化事業によります23年度分の精算ということで、880万円×2分の1の補助ということで400万円となりました。200万円の追加補正をお願いをするものでございます。

○議長（北岡 泰） 県負担金、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 1 目・民生費負担金で 988万 2,000円の増額で
ございます。1 節・国民健康保険基盤安定負担金の保険税軽減分で 455万 1,0
00円の増額をお願いしております。県負担金の確定に伴う増額で、補助率は4
分の3でございます。

2 節・国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分で20万 9,000円の増額をお
願いしています。これも県負担金の確定に伴う増額で、補助率は4分の1でご
ざいます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 5 節・児童保育費負担金 117万 3,000円の
減額補正をお願いしております。明和ゆたか保育園の運営費県負担金で、実績
見込みによるものです。補助率は4分の1でございます。

6 節・障害者自立支援給付費負担金で 505万円の追加補正をお願いしており
ます。これは福祉サービスのうち介護給付費に対する県負担金で、実績見込み
によるものです。補助率は4分の1です。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 7 節・後期高齢者医療保険基盤安定負担金で83
万 3,000円の増額をお願いしております。後期高齢者医療保険料の軽減に対
する県負担金の確定に伴う増額でございます。補助率は4分の3でございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 8 節・子ども手当県負担金で41万 2,000円
の追加をお願いしております。これは実績見込みによるものです。

○議長（北岡 泰） 8 ページ、県補助金、続きまして、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 2 目・民生費補助金で 317 万 5,000 円の減額補正をお願いしております。1 節・社会福祉補助金で 304 万 8,000 円の減額補正です。一人親医療費補助で 107 万 5,000 円の増額です。実績見込みによるもので補助率は 2 分の 1 です。

一つ飛ばさせていただいて、放課後児童対策事業補助で 1 万 9,000 円の増額です。実績見込みによるものです。補助率は基準額の 3 分の 2 です。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金で 395 万 8,000 円の減額をお願いしております。接種者の実績見込みによるものです。子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の事務費で 5 万 1,000 円の減額補正をお願いしております。事務費の実績見込みによるものです。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 単位クラブ助成事業補助で 13 万 3,000 円の減額でございます。歳出でご説明しました単位老人クラブ助成事業補助の減額に伴うもので補助率は 3 分の 2 でございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 2 節・児童福祉補助金で 54 万 3,000 円の減額をお願いしております。延長保育促進事業費補助 7 万 4,000 円の減額をお願いしています。補助金の内示を受けたことによるもので、補助率は基準額の 3 分の 2 です。対象は民間保育所です。

次に、低年齢児保育事業補助 41 万 7,000 円の減額をお願いしております。これも内示を受けたことによるもので、延長、一時預かり、休日保育のいずれかを実施している保育所の 0、1 歳児が対象です。補助率は公立が基準額の 3 分の 1、私立が 2 分の 1 です。

安心子ども基金地域子育て創生事業補助で 5 万 2,000 円の減額補正をお願いしております。これは A E D の購入価格と、子ども手当のシステムの価格の実績によるものです。補助率は 10 分の 10 です。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 5 節・高年齢者就業機会確保事業補助金で、41 万 6,000円の増額をお願いしております。これはシルバー人材センターを法人化した場合、設立から3年間に限り定額で補助されるもので、本年度が最終になります。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 衛生費補助金でございます。合併処理浄化槽の設置事業補助の実績見込みで 145万 3,000円の減額でございます。

○議長（北岡 泰） 産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 4 目・労働費補助金は 118万円の減となります。1 節・労働費補助金は 114万 1,000円の減で、歳出の緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別事業の精算に伴うものとなります。

2 節・消費者行政活性化基金事業補助 3 万 9,000円の減につきましては、商工費の減額に伴うものでございます。

5 目・農林水産業費補助金は 634万 4,000円の増額となります。1 節の農業費補助金は 634万 4,000円の増で、松くい虫防除特別対策事業補助11万 7,000 円の減は、事業費の確定によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石田 茂樹） 農業委員会交付金は、23年度の交付金の額確定によりまして、55万 9,000円の追加でございます。

農地制度円滑化事業補助につきましては、補助率10分の10で、歳出でご説明させていただきました歳出減 9 万 8,000円を減額するものでございます。

○議長（北岡 泰） 産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 一番下の段でございます。

農業体質強化基盤整備促進事業補助でございますが、これは八木戸排水機場のポンプ修繕にかかる補助でございます。国50%補助となっております。600 万円の増加でございます。

○議長（北岡 泰） 危機管理室長。

○危機管理室長（西口 竜嘉） 6目・土木費補助金で135万4,000円の減額のうち、木造住宅耐震診断補助7万9,000円の減額、これは歳出31万5,000円の減額に対する県費歳入4分の1の減額です。

木造住宅耐震簡易補強工事補助15万円の減は、歳出30万円の減額に対する2分の1の減額でございます。

○議長（北岡 泰） 政策課長。

○政策課長（北岡 和成） 地籍調査補助は事業費の確定による精算でございます。補助率は4分の3でございます。111万2,500円減額しております。

○議長（北岡 泰） 112万5,000円ですね。

福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 7目・教育費補助金、2節・社会教育費補助金で164万4,000円の減額をお願いしております。これは放課後子どもプラン事業補助で186万円の減額で、子ども教室の実績見込みによるものです。補助率は3分の2でございます。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） 同じく学校支援地域本部事業補助で21万6,000円の追加補正をお願いいたします。交付決定を受けましてお願いするものですが、補助率は3分の2でございます。

○議長（北岡 泰） 10ページ、委託金、総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 総務費委託金で8万7,000円の減でございます。各種統計調査委託費の確定によるもので、補助率10分の10でございます。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） 5目・教育費委託金、1節・学校教育費委託金で100万円の追加補正をお願いします。特別支援教育体制整備事業委託で25万円、国語力向上支援事業委託で50万円、それから「多様な主体とつくる人権教育」キャラバン事業委託で25万円です。いずれも委託事業が決定されましたので、

追加補正をお願いします。

○議長（北岡 泰） 11ページ、寄附金、総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 11ページ1目・総務費寄附金45万円は、サンライズクラブさんからの寄付、防犯灯分でございます。

4目・教育費寄付金25万円につきましては、同じくサンライズクラブさんからの寄付で学校教育寄付ということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（北岡 泰） 12ページ、基金繰入金、総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 12ページの一般財政調整基金繰入金、減額1億7,500万円、これは一般財政調整基金の繰入金でございまして、歳入の確定により全額を精算するものでございます。戻すということでございます。

それから、3目・地域づくり基金繰入金、減額8万7,000円につきましては、上御糸地区地域づくり交付金の精算による減でございます。

5目の緑化基金繰入金、減額1万6,000円は、緑化事業の精算による減でございます。

6目・文化スポーツ振興基金繰入金1万6,000円の減、スポーツ振興補助の精算による減でございます。

7目・交通安全対策基金繰入金、減額4万8,000円は、交通安全対策事業の精算による減でございます。

8目・公共施設等基金繰入金、減額の1,223万5,000円でございます。大淀工業団地内環境整備事業の精算による減でございます。入札差金でございます。

13目・住民生活に光をそそぐ繰入金600万円は、学習支援業務の小中学校支援員の財源にあてる費用でございます。

○議長（北岡 泰） 13ページ、繰越金、総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 続きまして、13ページの繰越金でございますが、補正額4,750万2,000円、前年度繰越金で精算によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 14ページ、延滞金加算金及び過料。

税務課長。

○税務課長（浅尾 恵次） 20款・諸収入、1項・延滞金加算金及び過料。

1目・延滞金、1節・延滞金で970万円の補正でございます。町税延滞金の実績見込みに伴うものでございます。

○議長（北岡 泰） 15ページ、雑入。

福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 2目・雑入、1節・雑入で、日本スポーツ振興センター給付金の20万円の追加をお願いします。実績見込みによるもので、給付金10分の10を受け入れるものでございます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 介護予防サービス計画作成料で30万円の減額をお願いしております。要支援者に対するケアプランの作成料で、1件あたり新規7,120円、更新4,120円になります。実績見込みによる減額でございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 16ページの町債でございます。

○議長（北岡 泰） ごめんなさい。災害救助法のところ。総務課長じゃなかったですか。

○総務課長（寺前 和彦） 失礼しました。災害救助法に伴う救助事務補助ということで10万円、予算をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 16ページ、町債、総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） 失礼しました。

16ページの農林水産業債1,920万円お願いしております。一つは県営湛水防除事業30万円の減、県営広域農道整備事業が130万円の減、県営経営体育成事業整備事業が2,100万円の追加でございます。それぞれ事業費の確定と精算によるものでございます。

2目の水産業施設整備事業債、減額20万円ですが、漁港整備事業の精算によりまして、20万円を減ずるものです。

3目・土木債でございます。補正額340万円の減で、一つは社会資本整備総

合交付金事業で10万円、狭あい道路整備等促進事業で減額の 330万円、それぞれ事業の精算による減でございます。

7目・その他でございます。350万円、緊急防災減災事業ということで350万円をお願いしておりますけれども、流域下水道にかかる負担金の中でこの起債借入に該当するものがございまして、こういう形で350万円を町債として上げさせていただくものでございます。なお、この350万円は交付税措置等が非常に高くなるというので今回町債として上げさせていただいたものでございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案書の一般会計補正予算49ページ、第二表・繰越明許費をお願いします。

産業課長。

○産業課長（中谷 英樹） 大変遅れました、すいません。

6款の農林水産業費、1項の農業費につきましては、農業体質強化基盤整備促進事業ということで、八木戸排水機場ポンプの修繕工事につきまして1,200万1,000円につきましては、お願いしておるところでございます。

次に、6款の農林業水産業費、2項・水産業費でございます。水産物供給基盤整備機能保全計画書作成委託料といたしまして1,500万1,000円でございます。こちらにつきましては、下御糸漁港の機能保全計画策定にかかる部分がございます。こちらにつきましては、水産庁の内示が遅れたことによりまして、2月14日に契約をいたしました。このことから工期の延長をさせていただきたいということでございます。

○議長（北岡 泰） 建設課長。

○建設課長（沼田 昌久） 8款・土木費、2項・道路橋梁費でお願いをしております、社会資本整備総合交付金事業でございます。これにつきましては、12月補正で予算化をさせていただきました。年度内に執行ができないということで、繰越明許をお願いをするものでございます。この社会資本整備総合交付金事業で2,800万円を、明星地区のかん水対策工事で繰越明許をお願いするものでございます。以上です。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（西田 一成） 10款・教育費、2項・小学校費で学校体育施設整備事業1億5,424万1,000円の繰越明許をお願いします。これは12月補正でお認めをいただきました上御糸小学校のプール改修工事にかかる全額の予算でございます。よろしくをお願いします。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、50、51ページ、第三表・地方債補正をお願いします。

総務課長。

○総務課長（寺前 和彦） それでは、議案書の50ページから説明をさせていただきますと思います。第三表・地方債補正の追加でございます。緊急防災、起債の目的でございますが、緊急防災減災事業と、限度額350万円、起債の方法、証書借入、利率償還の方法はご覧のとおりでございます。これにつきましては、先ほど町債のところでも説明させていただきましたが、国の第3次補正で宮川流域下水道事業負担金にかかる借入が、一定額一般会計でも借り入れができることになったということで、地方債を追加させていただくものでございます。

続きまして、議案書の51ページ変更になります。起債の目的、県営堪水防除事業でございます。それぞれ補正前、補正後、書いてございますが、事業費の確定による限度額の変更でございます。限度額のみ説明とさせていただきます。補正前が1,210万円、補正後が1,180万円、30万円の減になります。

次に、県営広域農道整備事業でございます。補正前が130万円、補正後が0でございます。

それから、県営経営体育成事業、限度額200万円を補正後で2,300万円、2,100万円の増になります。第4次補正予算によりまして、事業化されたものでございます。

次に、漁港整備事業、補正前が540万円、補正後は520万円、20万円の減でございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業、1億3,330万円、補正後1億3,320

万円、10万円の減でございます。

狭あい道路整備等促進事業 1,260万円の補正前で、補正後 930万円で、330万円の減でございます。

以上でございます。

◎議案第17号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第17号の説明を、歳入歳出全般でお願いします。

斎宮跡課長。

○斎宮跡課長（西口 和良） 失礼します。それでは斎宮跡保存事業特別会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

まず歳出からご説明をいたします。斎宮跡特別会計予算、斎の4ページをご覧ください。

まず、第1款・総務費、1目・一般管理費で24万3,000円の減額でございます。これは主に全国史跡整備市町村協議会の大会が、昨年岩手県の平泉市で開催される予定でしたが、東日本大震災により中止になったことにより、関係予算の減額を行うものでございます。

まず9節・旅費で22万3,000円の減額、研修旅費16万8,000円の減は、全史協大会参加の旅費でございます。また陳情旅費5万5,000円の減は精算に伴うものでございます。

次に、19節・負担金補助及び交付金で2万円の減額、これも全史協大会負担金の減でございます。

続きまして、2目・保護保存費で58万円の減額でございます。この減額の主な内容は、歴史的風致維持向上計画の斎宮跡東部整備地の北側、再整備の関係

ございまして、昨年7月から10月にかけて、観光協会と事務局の東側で行いました発掘調査関係経費の精算に伴うものでございます。内訳といたしまして、まず4 共済費1万8,000円の減、歴町関係で労働保険料でございます。

次に、7節・賃金で、40万円の減額。歴町関係で発掘作業員賃金の減です。

それから、8目・報償費で11万2,000円の減、これは指定管理者選定委員の謝金1万円の減額につきましては、その選定委員のうち行政関係者分が不要になったことによるものでございます。また、歴史的風致維持向上計画協議会委員等の謝金9万8,000円の減につきましても、委員のうち行政関係者分によるものでございます。

次に、13節・委託料で5万円の減でございます。歴町関係の発掘調査で測量基準点等の委託料の精算に伴うものでございます。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

予算書の斎の3ページをご覧くださいと思います。3款・繰入金の1目・一般会計繰入金の1節・一般会計繰入金で82万3,000円の減額でございます。これは先ほど歳出でご説明申し上げました減額補正に伴いまして、一般会計からの繰入れを減額するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

◎議案第18号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第18号の説明を、歳入歳出全般でお願いいたします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明を行

います。歳出から説明させていただきます。

国の16ページをご覧ください。療養諸費の補正でございます。3月から11月診療分の昨年度と本年度の実績の伸び率に、昨年度12月から2月の実績値をかけて、本年度の必要額を推計して、現予算との差額を補正させていただきました。

1目・一般被保険者療養給付費は1,000万円の増額でございます。一般被保険者の現物給付の医療費でございます。

2目・退職被保険者等療養給付費は1,000万円の増額となります。退職被保険者の現物給付の医療費でございます。

3目・一般被保険者療養費は300万円の減額でございます。一般被保険者の住生療養費と現金給付分でございます。

4目・退職被保険者等療養費は100万円の減額でございます。退職被保険者の住生療養費等の現金給付分でございます。

次に、国の17ページですけれども、1目・一般被保険者高額療養費は1,400万円増額となります。これも見込みによるものでございます。

次に、国18ページをご覧ください。1目・出産育児一時金は210万円の減額です。支払い見込みによる減額するものでございます。

次に、国19ページをご覧ください。1目・後期高齢者支援金は45万7,000円の増額となります。後期高齢者支援金で支払額の確定により当初予算との差についてお願いするものでございます。

次に、国20ページをお願いいたします。前期高齢者納付金は1万8,000円の増額となります。支払額の確定により当初予算との差について補正をお願いするものでございます。

次に、国21ページをご覧ください。1目・老人保健医療費拠出金は20万円の減額となります。老人保健医療制度は平成20年3月に廃止されたもので、健在は過誤調整にかかるものとなりますが、それがなかったために全額減額させていただきます。

次に、国22ページをご覧ください。1目の介護納付金は658万1,000円の増額となります。介護給付費地域支援事業支援納付金で納付額の確定により、当初予算額の差について増額するものでございます。

次に、国23ページをご覧ください。高額医療費拠出金は737万8,000円の減額となります。高額医療費拠出金で拠出額の確定により当初予算との差について減額するものでございます。

2目・保険財政共同安定化事業拠出金は918万9,000円の減額となります。保険財政安定化事業拠出金で拠出額の確定により当初予算との差について減額するものでございます。

次に、国24ページをご覧ください。1目・保健衛生給付費31万9,000円の減額となります。11節・需用費でジェネリック医薬品の普及促進パンフレットを町単独で作成する予定でしたが、国保連合会で共同印刷にすることとなったために、入札単価が安くなったため減額するものでございます。

次に、国25ページをご覧ください。特定健康診査等事業費は300万円の減額となります。13節・特定健診委託料で実績見込みによる減額でございます。

次に、国26ページをご覧ください。1目・一般管理費で101万7,000円の増額となります。12節・役務費6万5,000円の増額は、70歳以上医療費負担割合が、4月からは2割になる予定でしたが、引き続き1年間1割となったため、新たに高齢受給者証を送付するための郵送料でございます。13節・委託料32万3,000円の増額は、先ほどの高齢受給者証の作成委託料でございます。

19節・一般管理費負担金62万9,000円の増額は、国保総合システム稼働時期が東日本大震災の影響で、5月から10月に変更になったため、システム変更に対する連合会の負担金の増額になります。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして、国の3ページをご覧ください。

1項の国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税で327万円の増額でございます。4節・医療給付費分滞納繰越分で200万円、5節・介護納付金滞納繰越分で27万円。6節・後期高齢者支援分滞納繰越金で100万円の増額

です。いずれも徴収見込額の増による変更でございます。

次に、国4ページをご覧ください。1項・国庫補助金の1目・療養給付費等負担金で159万9,000円の増額です。2節・過年度分療養給付費等負担金で、前年度分の精算による追加交付分でございます。

2目・高額医療費共同事業負担金で184万5,000円の減額です。これは高額医療費拠出金の4分の1で、負担金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

3目・不特定健診等負担金で84万5,000円の減額です。これは基準額の3分の1で、負担金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

次に、国5ページをお願いします。2項の国庫補助金、1目・財政調整交付金は740万4,000円の増額となります。1節・普通調整交付金で638万7,000円の増額、2節・特別調整交付金で101万7,000円の増額で、いずれも交付決定見込みによる増額をお願いするものでございます。

次に、国6ページをお願いします。1項の療養給付費交付金、1目・療養給付費交付金は2,430万2,000円の減額となります。退職者医療の交付金で交付決定によるものでございます。

次に、国7ページでございますけども、1項・前期高齢者交付金、1目・前期高齢者交付金は、76万4,000円の減額となります。交付金の決定により減額をお願いするものでございます。

次に、国8ページでございます。1項・県負担金、1目・高額医療共同事業負担金で184万5,000円の減額でございます。これは高額医療費拠出金の4分の1で、負担金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

2目・特定検診等負担金で84万5,000円の減額です。これは補助基準額の3分の1で、この負担金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

次に、国9ページをお願いします。2項の県交付金、1目・民生費交付金は496万6,000円の増額です。1節の地域普通調整交付金は678万9,000円の減額、2節・地域特別調整交付金は1,175万5,000円の増額です。いずれも交付

金の交付決定に伴うものでございます。

次に、国10ページです。1項・共同事業交付金、1目・高額医療費共同事業交付金は737万9,000円の減額でございます。交付実績に基づき推計し、当初予算との差について減額をお願いするものでございます。

2目・保険財政共同安定化事業交付金は919万円の減額でございます。これも交付実績に基づき推計し、当初予算との差について減額をお願いするものでございます。

次に、国11ページです。1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金は、456万3,000円の増額となります。1節・保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は607万6,000円の増額、2節・保険基盤安定繰入金、保険者支援分は83万6,000円の増額、3節・出産育児一時金等繰入金は156万8,000円の減額、4節・財政安定化支援事業繰入金は78万1,000円の減額で、いずれも繰入金の確定に伴うものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。2項・基金繰入金、1目・財政調整基金繰入金は2,599万9,000円の増額でございます。国民健康保険財政調整基金からの繰入れでございます。

次に、国の13ページをお願いいたします。1項・繰越金の1目・繰越金は261万1,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

次に、国14ページをお願いいたします。1目の一般保険者延滞金は140万円の増額でございます。これは国民健康保険税の徴収時の延滞金でございます。

次に、国15ページをお願いいたします。3項・雑入、1目・一般被保険者第3者納付金は220万円の増額でございます。交通事故等による第3者納付金の収入見込額によるものでございます。

5目・雑入889万円の増額でございます。これは県の国保連合会の財政調整積立金の返金によるものでございます。国税庁から国保連合会の財政調整交付金は使う見込みのない場合は課税対象になるおそれがあるということから、将来的な電算システムの更新費用等を除き返還されることとなったためでございます。

ます。

以上、よろしく願いいたします。

◎議案第19号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第19号の説明を、歳入歳出全般でお願い
します。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 農業集落排水事業特別会計の補正予算の説明をさ
せていただきます。

まず歳出から説明をします。予算書は農の7ページ、議案書は農の2ページ
をご覧ください。

2目・維持管理費でございます。13節・委託料で施設の保守点検委託料 162
万 3,000円の減額でございます。この内容につきまして、下御糸北処理場から
発生する汚泥の運搬費の精算見込みでございます。当初予算見積り単価と、
実際に業者と契約をしました単価に2割ぐらいの差が出ましたので、その差額
でございます。

続きまして、3目・施設建設事業費でございます。13節・委託料、設計等業
務委託料の減額で360万円でございます。主な内容につきましては、汚水処理
施設の設計委託料等の入札の差金によるものが、主なものでございます。

続きまして、15節・工事請負費でございます。管路建設等工事費の入札によ
る差金が主なものでございます。管路建設工事それから舗装の本復旧等の工事
でございます。

続きまして、農の8ページでございます。2目・利子でございます。23節・
償還金利子及び割引料としまして、下水道債の償還金利子で34万円の増額をお

願いするものでございます。

続きまして、農の9ページでございます。2目・農業集落排水整備事業の支援事業、基金費ということで、25節・積立金でございます。これにつきましては、町が起債の償還、農業集落排水事業を実施するにあたりまして、起債の償還に対して県のほうから助成をいただいております。22年度の対象事業費が5億円でございます。それに対して8.25%の県のほうからの助成をいただいております。当初予算との増額で25万3,000円をお願いするものでございます。

次に、歳入でございます。予算書農の3ページ、議案書は農の1ページでございます。農業集落排水事業費の分担金でございます。過年度の地元分担金で288万6,000円の増額でございます。

続きまして、農の4ページ、一般会計繰入金でございます。一般会計繰入金で3,552万円の減額をお願いするものでございます。内容につきましては、建設事業費の減額、それから還付金等が入ってきますので、その入った増減で、この金額の減額でございます。

次に、農の5ページでございます。消費税還付金で1,775万1,000円の増額でございます。

続きまして、農の6ページ、利子及び配当金、基金の利子でございます。先ほどの農集の整備支援事業の積立金の利子で25万3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

◎議案第20号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第20号の説明を、歳入歳出全般、並びに議案書の65ページ、第二表 地方債補正あわせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 続きまして、公共下水道事業の特別会計補正予算のご説明をさせていただきます。

歳出でございます。予算書は公の 8 ページ、議案書は 2 ページでございます。1 目・公共下水道総務費でございます。7 節の賃金で 3,000 円の増額をお願いするものでございます。これは税務徴収員の方に、公共下水道の料金のほうの徴収も一緒にやっていただいておりますが、件数に不足を生じたので、増額をお願いするものでございます。

続きまして、19 節・負補交でございます。宮川流域下水道の負担金で 502 万 1,000 円の減額でございます。23 年度の最終見込み精査によるものでございます。

続きまして、2 目の管路建設事業費、13 節・委託料でございます。測量設計等が 205 万円の減額でございます。これにつきましては、都市計画決定図書の策定業務につきまして、予算を執行しなかったということで、全協、委員会等も説明をさせていただきました。国のほうから補助金返還の許可をいただきましたので、全額減額をするものでございます。

続きまして、公 9 ページでございます。公債費、1 目でございます。財源の振替で 7,336 万 1,000 円でございます。

続きまして、23 節・償還金利子及び割引料、下水道債の利息で 136 万 2,000 円の増額でございます。

次に、歳入でございます。予算書、公の 3 ページ、議案書は公の 1 ページでございます。公債費、1 目・公共下水道事業費の分担金ということで、一節・公共下水道事業費の分担金、建設事業費の地元分担金で 4 万 8,000 円の減額でございます。

次に、公共下水道の加入金で 80 万円の増額。それから、過年度の建設事業費の地元分担金で 50 万円の増額でございます。

次に、公の 4 ページ、1 目・使用料でございます。公共下水道の使用料で、

下水道料金で使用料で29万 9,000円の増額でございます。

続きまして、公の5ページ、1目・国庫補助金でございます。公共下水道事業の国庫補助金としまして、社会資本整備交付金で100万円の減額でございます。先ほど申しました都市計画決定図書作成の国庫補助分で100万円の減額をするものでございます。

次に、公6ページでございます。1目・繰入金、一般会計の繰入金でございます。234万 3,000円の増額をお願いするものでございます。主な内容につきましては、宮川流域下水道の負担金でございます。

続きまして、公7ページ、1節・町債でございます。公共下水道事業債で下水道事業債の860万円を減額するものでございます。

続きまして、公の第2表・地方債補正でございます。公共下水道事業債、当初は6,180万円を5,320万円ということでございます。

以上でございます。

◎議案第21号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第21号の説明を、歳入歳出全般でお願いします。

長寿健康課長

○長寿健康課長（小池 弘紀） 明和町介護保険特別会計補正予算の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

介の12ページをご覧ください。2項・徴収費、1目・賦課徴収費は25万円の減額でございます。

12節・役務費の郵送料で、12月までの実績及び今後の必要分を見込んで、不

用額について減額するものでございます。

次に、介13ページでございます。3項・介護認定審査費、1目・介護認定審査会費は21万6,000円の減額となります。

13節の委託料で、介護認定審査事務は、松阪市に委託しておりますが、職員の人事異動による人件費の減額等により、減額するものでございます。

2目・認定調査費は116万円の減額でございます。

12節・役務費の主治医意見書手数料で60万円の減額、13節・委託料の事業者委託料で56万円の減額をお願いするものでございます。いずれも実績見込みによる減額でございます。

次に、介14ページをご覧ください。1項の介護サービス等諸費、5目の施設介護サービス給付費は5,800万円の減額となります。これは4月審査分から12月審査分までの実績によりまして、今後3カ月分を見込んで減額をお願いするものでございます。

次に、介15ページをご覧ください。2項の介護予防サービス等諸費、1目の介護予防サービス給付費は350万円の増額をお願いするものでございます。これも4月から12月までの実績によりまして、今後3カ月分を見込んで増額をお願いするものでございます。

次に、介16ページをご覧ください。5項の高額医療合算介護サービス等費、1目・高額医療合算介護サービス費で200万円の減額でございます。これも実績によるものでございます。

次に、介17ページでございます。6項の特定入所者介護サービス等費、1目・特定入所者介護サービス費は、財源振替でございます。

次に、介18ページをご覧ください。1項の介護予防事業費、1目の介護予防特定高齢者施策事業費で260万円の減額となります。

7節・賃金で85万円の減額。

11節・需用費の通所介護予防事業の食料費で20万円の減額。

12節・役務費の生活機能評価事業の郵送料と手数料で40万円の減額。

13節・委託料で介護予防事業等生活機能評価事業の委託料で 115万円の減額でございます。いずれも実績見込みによるものでございます。

2目・介護予防一般高齢者施策事業費は5万円の減額になります。

8節・報償費で講師謝金の実績によるものでございます。

次に、介護19ページをご覧ください。2項・包括的支援事業任意事業、1目の介護予防ケアマネジメント事業費は財源振替でございます。

5目・任意事業は、32万 6,000円の減額でございます。

8節・報償費5万円の減額は、高齢者等見守ネットワーク運営協議会委員謝金の実績による減額でございます。

13節・委託料27万 6,000円の減額は、地域自立生活支援事業の配食サービス実績見込みによる減額でございます。

次に、介20ページをご覧ください。3項・基金費、1目・介護給付費準備基金で 4,009万 7,000円の増額でございます。介護給付費準備基金に積み立てるもので、この結果、この基金の残額は 8,042万円ほどになりますが、第5期の介護保険料を引き下げするため、来年度から3年間にこのうちの 7,000万円を取り崩す予定でございます。

次に歳入ですが、戻っていただきまして、介の3ページをご覧ください。

1項・介護保険料、1目の第1号被保険者保険料で 193万 1,000円の減額でございます。1月時点の調定額に今後の徴収率を見込んだ額を当初予算との差についてお願いするものでございます。1節の現年度分特別徴収保険料は 158万 9,000円の増、2節・現年度分普通徴収保険料は 352万円の減でございます。

次に、介4ページをご覧ください。1項の国庫負担金、1目の介護給付費国庫負担金で 1,912万 3,000円の減額でございます。これは負担金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

次に、介5ページをご覧ください。

2項の国庫補助金、1目・調整交付金で 1,312万 5,000円の減額でございます。介護給付費の5.77%で補助金の交付決定により減額をお願いするものでござ

ざいます。

2目の地域支援事業交付金、介護予防事業で14万円の減額でございます。事業費の25%で補助金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

次に、介6ページをご覧ください。1項の支払い基金交付金、1目・介護給付費交付金は3,341万円の減額。2目・地域支援事業交付金は35万1,000円の減額でございます。いずれも補助対象額の30%で、交付金の交付決定による減額をお願いするものでございます。

次に、介7ページをご覧ください。1項・県負担金、1目・介護給付費県負担金は1,473万3,000円の減額でございます。施設分の17.5%、その他分12.5%で県負担金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

次に、介8ページをご覧ください。県補助金の1目・地域支援事業交付金、介護予防事業で6万9,000円の減額でございます。事業費の12.5%で、補助金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

次に、介9ページをご覧ください。1項の財産運営収入、1目・利子及び配当金11万3,000円の増額でございます。これは基金の利子でございます。

次に、介10ページでございます。1項の一般会計繰入金、1目・介護給付費繰入金で691万3,000円の減額でございます。介護給付費の12.5%でございます。

2目・地域支援事業繰入金、介護予防事業で33万1,000円の減額でございます。介護予防給付費の12.5%です。

3目の地域支援事業繰入金、包括的支援事業任意事業で6万5,000円の減額でございます。包括的支援事業任意事業の事業費で20%になります。

4目・事務費繰入金で162万6,000円の減額でございます。歳出の事務費の減額に伴う減額でございます。

次に、介11ページをご覧ください。1目・繰越金は7,069万9,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

◎議案第22号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第22号の説明を、歳入歳出全般でお願い
します。

長寿健康課長

○長寿健康課長（小池 弘紀） 平成23年度の後期高齢者医療特別会計の補正予
算の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

後の4ページご覧ください。1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、33万
8,000円の増額でございます。共通経費負担金は3万2,000円の減額で、人件
費等の減、一般管理事務費負担金は50万7,000円の減額で、平成22年度の負担
金の確定による精算と、電算システムを変更したための使用料の減額に伴うも
のでございます。

健康診査事業負担金は5万4,000円の減額で、平成22年度負担金の確定によ
る精算によるものでございます。健康診査事業事務負担金は18万円の減額で、
平成22年度負担金の確定による精算によるものでございます。保険基盤安定制
度負担金は111万1,000円の増額で、これは本年度の負担金の確定によるもの
でございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして、後の3ページをお願いいたしま
す。1項の一般会計繰入金、1目・事務費繰入金は77万3,000円の減額です。
広域連合納付金の減額に伴うものでございます。2目・保険基盤安定繰入金は、
111万1,000円の増額でございます。これは保険基盤安定制度負担金の確定に
伴うものでございます。

以上でございます。

◎議案第23号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第23号の説明を、収入支出全般でお願い
します。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。
す。

予算書、企の2ページ、議案書は頁72ページの第3条をご覧ください。

まず、収益的支出のほうから説明をします。

第1項の営業費用でございます。1目の原水及び浄水費で600万円の減額で
ございます。内容につきましては、16節・委託料で200万円の減額、これは南
部の水源地の井戸清掃業務の委託の差金等が主な要因でございます。

続きまして、26節の受水費で400万円の減額でございます。県の南勢水道か
らの受水を受けておりますが、有爾中地内の本管を、漏水しておりましたやつ
を改修いたしまして、漏水がなくなりましたので、県水の受水費が400万円の
減ということでございます。

続きまして、2目・配水及び給水費でございます。19節でございます。修繕
料で120万円の増額をお願いします。県道の改修によります水道のボックス等
の設置替えと、それから、一般の緊急修繕の分に不足が生じたので、補正
をお願いするものでございます。

続きまして、3目の受託工事費でございます。20節の工事請負費で38万2,0
00円の減額でございます。これは消火栓の設置工事の工事費による精算でござ
います。

続きまして、4目・総係費でございます。2節の手当で20万円の増額でござ

います。水道管の破損事故等によります緊急対応で、時間外手当に不足が生じましたので、補正をお願いするものでございます。

次、18節の賃借料で4万6,000円の増額でございます。水道料金システムのほうの機能をアップしましたので、それによりますリース料に不足が生じたので、増額をお願いするものでございます。

続きまして、予算書、企の3ページでございます。2項の営業外費用でございます。1目・支払利息でございます。31節で企業債の利息で35万7,000円の増額でございます。営業費用と営業外費用の合計で457万9,000円の減額ということでございます。

続きまして、予算書、企の1ページをご覧ください。収益的収入でございます。営業収益のうち2目の受託工事収益でございます。これは受託工事費で先ほどの消火栓設置工事の受託を精算したものによる結果で、38万2,000円の減額でございます。

続きまして、第2項の営業外収益の2目・他会計の繰入金でございます。他会計の繰入金が158万7,000円の精算による減額ということでございます。営業収益と営業外収益の合計で196万9,000円の減額になります。

続きまして、予算書、企の5、議案書73ページ、第4条をご覧ください。資本的支出でございます。第1項の建設改良費でございます。建設改良費の16節で委託料770万円の減額でございます。これは測量設定業務等の委託料の精算による減額が主なものでございます。

続きまして、20節の工事請負費で2,320万円の減額でございます。これは農集事業、それから道路改良に伴う水道管の移設工事、それから南部の水源地の耐震性の配水タンクの設置工事等の工事の差金によるものが、主なものでございます。資本的支出として3,090万円の減額となります。

続きまして、予算書、企の4をご覧ください。資本的収入でございます。第1項の第1目・企業債で3,340万円の減額でございます。これは南部水源地の耐震補強工事及び測量設計委託分の減額によるものでございます。

続きまして、第3項・出資金、1目の水道事業の出資金でございます。第1節・水道事業出資金の精算で、392万1,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、第4項・工事費負担金で163万円の減額でございます。合わせまして資本的収入が3,110万9,000円の減額ということでございます。

企の6、企の7は補正予算の資金計画ですので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議案書の73ページの第5条・企業債でございます。起債の目的が補正前は1億3,400万円、補正後が1億60万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、一括上程した各議案の詳細説明を終わります。

お諮りします。

本日は説明までとし、質疑・討論・採決は、12日の本会議でお願いすることとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

従って、一括上程した各議案の質疑・討論・採決は12日にお願いします。

◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会します。
ご協力ありがとうございました。

(午後 2時 20分)
